

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月23日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年3月23日 水曜日
 開 会 午前10時5分
 散 会 午後7時37分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
 条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
 条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条
 例
- 5 乙第5号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 8 乙第8号議案 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する
 条例の一部を改正する条例
- 9 乙第23号議案 沖縄県暴力団排除条例
- 10 乙第24号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 11 乙第27号議案 交通事故に関する和解等について
- 12 乙第29号議案 配当異議請求事件の和解について
- 13 乙第30号議案 配当異議請求事件の和解について
- 14 乙第31号議案 配当異議請求事件の和解について

- 15 乙第34号議案 包括外部監査契約の締結について
- 16 乙第35号議案 副知事の選任について
- 17 乙第36号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 18 陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号、同第86号、同第87号、同第91号、同第144号、同第150号、同第175号、第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第100号、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202号、陳情平成22年第6号、同第9号、同第10号、同第12号、同第17号、同第18号、同第43号、同第61号、同第71号、同第82号、同第96号、同第130号、同第141号、同第142号、同第158号、同第163号、同第168号、同第169号、同第192号、同第204号、陳情平成23年第6号、同第12号、同第16号、同第26号、同第27号、同第49号、同第53号
- 19 広報、危機管理及び消防防災について（東北地方太平洋沖地震に対する県の対応について）
- 20 閉会中継続審査（調査）について
- 21 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書の提出について（追加議題）
- 22 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議の提出について（追加議題）
- 23 北方領土問題の早期解決を求める意見書の提出について（追加議題）
- 24 離島の保全・支援等に関する意見書の提出について（追加議題）

出席委員

委員 長	當 間	盛 夫	君
副委員 長	山 内	末 子	さん
委 員	島 袋	大	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	照 屋	守 之	君
委 員	浦 崎	唯 昭	君
委 員	高 嶺	善 伸	君
委 員	新 里	米 吉	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	金 城	勉	君

委員 糸 洲 朝 則 君
 委員 新 垣 清 涼 君
 委員 上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
企画部長	川上好久君
交通政策課長	下地明和君
土木建築部道路街路課副参事	照屋朝和君
出納事務局会計管理者	米蔵博美さん
警務部長	磯丈男君
生活安全部長	前泊良昌君
刑事部長	古波蔵正君
捜査第一課長	平良英喜君
暴力団対策課長	並里博君
交通部長	渡具知辰彦君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第8号議案まで、乙第23号議案、乙第24号議案、乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで、乙第34号議案から乙第36号議案までの17件、陳情平成20年第60号外63件、本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る東北地方太平洋沖地震に対する県の対応について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、会計管理者、警察本部警務部長、

生活安全部長、刑事部長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第23号議案沖縄県暴力団排除条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 平成23年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の59ページ、乙第23号議案沖縄県暴力団排除条例について御説明申し上げます。

条例制定の経緯及び必要性について、御説明いたします。

現在、沖縄県の暴力団組織は、4代目旭琉会、沖縄旭琉会、東亜会2代目誼興業の3団体が存在し、約750名の構成員が違法・不当な資金獲得活動を敢行しており、これら暴力団員による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼし、県民の安全かつ平穏な生活の確保を図る施策の推進が必要となっております。

平成20年には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律一暴対法が改正され、地方公共団体の責務として、暴力排除活動の促進に関する規定が新たに整備されたことから、本県においても実情に沿った独自の暴力排除活動の推進が必要となっております。

条例案の概要について御説明いたします。

第1章に総則として、暴力排除活動に関する施策を実施するとした県の責務や、これに協力するとした県民の責務を明らかにしております。

第2章に暴力排除活動に関する基本的施策等として、県の事務又は事業において必要な措置を講ずることや、安心して暴力排除活動に取り組めるような保護措置を行うこととしております。

第3章に青少年の健全な育成を図るための措置として、一定の保護対象施設の周囲200メートルの範囲における暴力団事務所の開設または運営を禁止し、これに違反した者に罰則を科すこととしております。

第4章に事業者による利益の供与の禁止等として、事業者が暴力団の威力を利用することに対する金品等の利益供与を禁止し、違反した場合は、勧告、公表等の措置をとることとしております。

第5章に暴力団員が利益の供与を受けることの禁止として、暴力団員や暴力団員が指定した者が、事業者から利益の供与を受けることを禁止し、違反した場合には、勧告、公表等の措置をとることとしております。

第6章に不動産の譲渡等をしようとする者の責務として、譲渡等をしようとする不動産が暴力団事務所に使用されるものでないことを確認するなど、譲渡等をしようとする者やその代理等をする者の必要な措置を義務づけておりま

す。

以上が、条例案の概要であります。

なお、施行期日は、平成23年7月1日を予定しております。

以上で、乙第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○上里直司委員 それでは質疑をいたします。全国でも同趣旨の条例が制定されておりますが、全国の条例制定、各都道府県のほうで条例制定になった理由というのは、沖縄の事情と少し異なるかと思うのですが、全国的に広がっている背景について御説明いただけますか。

○古波蔵正刑事部長 やはり現在、弘道会を中心とします全国的な組織を持つ暴力団が、全国あちらこちらで抗争とか、いろいろな問題を起こしております。今全国で、やはり暴力団排除運動の気運が高まってきております。したがって、最も弘道会が中心となっている福岡県が真っ先に条例を制定いたしました。それに続きまして、5つの県がもう既に本条例を制定しております。それから、既に議会のほうで議決を得て、20の道府県が4月施行ということで動いております。また、沖縄県を含む20の都府県につきましては、ことしの7月ないし8月を目途にいたしまして、2月の議会のほうに上程していると承知しております。

○上里直司委員 今刑事部長が説明された組織が沖縄にもあるのか、また沖縄でも抗争のおそれがあるのかどうかについてお答えいただけますか。

○古波蔵正刑事部長 弘道会につきましては、沖縄県ではまだありません。しかし、沖縄旭流会、それから4代目旭流会、それから先ほど申しました東亜会2代目誼興業など3つの組織があります。そして、やはりこういった資金源を

求めて、いわゆる山口組とか弘道会などは全国に展開しようというわけでありますので、水面下ではその動きはございます。したがって、こういった組織が地元の暴力団とその資金源を求める過程において摩擦を起こすという懸念はあります。

○上里直司委員 その資金源については後で少し質疑しますが、その前に条例施行に当たってパブリックコメントを実施されておりますけれども、主な代表的意見で結構ですので、どういう声が上がっているのか。それについての県警察の対応というのはどのようになっているのかお答えいただけますか。

○古波蔵正刑事部長 昨年の10月4日から11月4日までの1カ月間、本条例におけるパブリックコメントを実施しました結果、合計41件の意見が寄せられております。その内容を申しますと、賛成意見が16件、それから条例案の強化や早期制定を望む意見が22件であり、反対意見はありませんでした。主な意見でありますが大変よい内容であり、条例の制定は早目に進めてもらいたい。あるいは条例が制定され、暴力団が壊滅することを願っているという意見が寄せられております。

○上里直司委員 これは他府県の条例制定に係るパブリックコメントも何件か拝見をいたしました。いずれも条例の強化を望む意見というのが、賛成意見を上回っているのです。賛成であるけれども、条例のさらなる強化、対策というのを望んでいる声があって、私も本条例—今回の提案された条例は、さらなる強化が必要なのではないかと思う立場なのです。その意味で質疑をいたしますが、先ほど刑事部長がおっしゃった資金源という中で本条例でも述べられていますが、暴力団員またはそれに関係する方が公共事業にかかわるケースがあるという想定をされているということなのです。そこでお聞きしたいのは、福岡県と京都府も拝見をいたしました。先駆けて条例を制定した県、府の条例を見ますと、それだけ本条例の第5条の部分—県の事務及び事業における措置、この部分が県の条例よりもかなり踏み込んだ内容になっているのです。ここは福岡県の条例によると、皆さんと同じような項目だと、暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。なぜここまで踏み込んだ表現を、新しく条例を制定する本条例が踏み込んでいないのかというのを御説明いただけませんかでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 本条例は、暴力団を直接規制することではなくて、県民が一丸となって沖縄県から暴力団を排除して、県民の安全かつ平穏な生活の確保を目指しているものであります。したがいまして、条例の内容が県や県民等の責務や、暴力排除活動のための各種施策を規定し、暴力排除活動に対する意識づけをして、暴力団の活動を助長するような行為について規制をするということであります。暴力団に的を絞った直接的な規制としましては、いわゆる暴対法がございますので、当然県警察といたしましては、こういった暴対法や関連する刑法関係を積極的に適用して、暴力団の取り締まりをやっていこうという所存でありまして、この条例自体は、いわゆる県民全体に暴力排除の気運を高めていこうという意思でつくっています。

○上里直司委員 ですから、先駆けてやった条例と、先ほど部長がおっしゃっていた一つまり本県においては懸念される組織がないものの、全国的に展開する組織が資金源を求めて集まってくる懸念を防ぐためとするならば、その資金源という形でいくと、各府県の条例を見渡しても同じようなことについて述べられているのです。そこを外した理由というのが、私はあるはずだと思っているのです。何らかの本県の事情にかんがみて外したのだらうと思っているのですが、なぜそこまで踏み込まなかったのか。そこについてお聞きしたいと思っております。

○古波蔵正刑事部長 本条例につきましては、実は各県の暴力団情勢に基づいてそれぞれ作成しているわけです。中には暴対法で一気に網をかければよかったのではないかというのもありましたが、やはり各都道府県で暴力団の実態が違うということで、各県の実状に見合った条例をつくるということになります。現在、京都府、福岡県におきましては、公共工事に対して暴力団がかなり進出しているという事情がございますので、京都府、福岡県などはその辺に強い規制をかけたわけでありまして、県警察におきましても、当然公共工事は暴力団の大きな資金源になりかねないということで、現在建設業者等から暴力団排除に関する協定書に基づき、指名競争入札参加資格から暴力団を排除するための策を講じております。

○上里直司委員 つまり、福岡県や京都府の場合は、現段階でもう入札に参加している事例が見つかっているというか、把握しているから、それを排除するために講じたのであって、本県においてはそういう事例がないからということなのでしょう。

○古波蔵正刑事部長 まず今のところ、そういったことが顕著でないということでございます。

○上里直司委員 ですから、先ほどの説明ではそういう懸念を防ぐためにという、広がりを防ぐために一本県では当該組織がまだ展開をされていないということだから、本当はここは入れるべきなのですよ。そういう実例がある団体が全国展開しようとするわけだから、本当はそこは入れるべきだろうと私は今でも思っています。そしてもう一つ、必要な措置を講ずるものとするというくだりがあるのですが、その必要な措置を講ずるといのは具体的にどういうことを指しているのか。特に第5条一県の事務及び事業における措置というところで、この条例が想定している措置の内容についてお聞かせいただけますか。

○古波蔵正刑事部長 必要な措置と申しますのは、いわゆる県が実施する建設工事に係る建設業者の指名停止等の措置要綱や、物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に規定する必要な措置が該当するということになります。具体的には、県の事務または事業の相手方に係る暴力団該当性の有無の確認や、現在、公共工事において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定を物品売買契約等にも適用することなど、県の事務または事業に暴力団が介入することを防止するために行う措置等が考えられます。

○上里直司委員 そうなると、この条例が及ぶ範囲というのは県ということですから、もちろん知事部局の一陳情で後で聞きますが、出納事務局の中に入札事務を行う事務がありますが、そこについてはこの条例で知事部局のあらゆるところにまで及ぶということなのでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 現在は会計部門や土木部門のところだけであるようですが、この条例ができ次第、各部門との協定を結ぶため県側に窓口を設定してほしいという申し入れを今後行っていく予定であります。

○上里直司委員 本当は知事部局を代表するだれかが来てほしかったのですが、とにかくこれは公安委員会の皆さんが条例提案をされていますが、全体で排除に向けた取り組みも必要であって一今回の私の質疑は公共工事の入札の部分だけにとどまっていますが、とにかく新しい分野ですから、徹底した周知と

各部局の事務に対しての取り組みを皆さんのほうからも要請して、知事部局に対しても速やかな対応を期待したいと思っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この条例の目的は県及び県民等の責務を明らかにすると、先ほど刑事部長からありました。暴力団を排除するのに、県民とかが責任を負うという、こういうものを明らかにするというのはおかしいのではないですか。

○**古波蔵正刑事部長** やはり暴力団の排除活動といいますのは、警察の力のみでできるものではございません。したがって、県を挙げて、あるいは県民を挙げての暴力団排除活動が必要になってまいります。これまでの構図が警察対暴力団という構図でありました暴力団排除活動に関しまして、その構図を社会対暴力団という構図にもっていきたいというのが条例の趣旨でございます。

○**照屋守之委員** 言わんとしていることは、社会を挙げて、県民を挙げてということのはわかるのですが、県民側からすると、こういうものも含めて我々も責任がありますよという自覚とか、あるいは一押しつけみたいになるのでしょうか。ですから、これも何らかの形で—この表現は何か—工夫必要ではないですか。そう思いませんか。あなた方も責任ありますよ、皆さん責任ありますよ、こういうものをやりましょうと条例で決めたら、我々は責任負えませんという感じの部分がありますよね。協力してください、一緒にやりましょうというのはよいと思いますが。ですから、これをつくるときにどういう議論を経て、こういう文案になったのですか。

○**古波蔵正刑事部長** 委員の御指摘がございましたが、やはり県民全体が暴力団を排除するというか、そういう気持ちを持っているわけではございません。残念ながら、一部には共生者と言いまして、積極的に暴力団を支援する、あるいは利益を提供する県民も中にはいるわけでございます。事業者もしかりでございます。これらを共生者と呼んでおりますが、したがって、こういった人たちに対して警鐘を鳴らし、この条例でそういうことをしてはいけませんということを規定することによって、そういう人たちに暴力団に対する協力をやめさせる、あるいは利益の供与をやめさせるというのがこの条例の目的であります。

○照屋守之委員 一般県民は、普通常識的にはいろんな形で情報提供とか、排除活動に対して協力をすると。しかし、中には逆にそういうものをバックアップするという部分もあって、改めてこういう条例の中でこうしたほうがよいということになったわけですか。

○古波蔵正刑事部長 はい、そうです。

○照屋守之委員 第10条一暴力団事務所の開設及び運営の禁止、こういう規定をそこに設けるということは、要するにそのほかであればよいということですか。これは、どこもだめだよ、ということはどうですか。

○古波蔵正刑事部長 この200メートルの規定は、沖縄県青少年保護育成条例の立場からこういうことになったのですが、もちろんその規制区域外にある暴力団事務所もあるわけですが、この条例でこういった事務所を撤去することは、まずできないわけなのです—ではありますが、暴力団事務所の存在を許さないというのが、暴力団排除活動の第一原則でありますので、既存の事務所とか、こういった規制範囲外の事務所につきましては、これまでどおり地域住民や沖縄弁護士会との連携の中で、暴力団事務所の使用差しとめや受け渡し等の仮処分を積極的に支援して、暴力団事務所の撤去に努めるということにしております。

○照屋守之委員 ですからちょっと中途半端じゃないですか。沖縄圏域すべてで暴力団事務所は設置できませんという条例にしないと。この条例は、こういうところはだめですよ、ほかはよいですよと条例で認めているような感じではないですか。そういうことになりませんか。相手はそのほかだったらよいのではという解釈をしませんか。

○古波蔵正刑事部長 確かにこの条例を検討する段階で、規制区域をさらに広くすることも検討したところでもあります。しかしながら、財産権や結社の自由との兼ね合いから、規制の範囲をこれ以上に拡大することは困難であると認識しております。なお、本条例におきましては、県内全域で不動産の売却や賃貸に関して、不動産所有者や業者等の責務を別途規定しております。したがって、第10条の規定と相まって、暴力団事務所の開設及び運営に対し、相当な効果を上げるものと認識しております。

○照屋守之委員　ですから基本的に一例えばこの法的なものと基本的人権とか、今のような財産権や結社の自由を一憲法とかそういうところまでいくんでしょう。こういうことは侵すことができないから、こういう形になるということだと思のですが。そうであれば、例えば暴力団事務所という形でなくても、ある程度社会的にも害を及ぼさないという建前だったら、これはそういう取り締まりとかできないのではないですか。ですから、この暴力団事務所という位置づけ、ここが問題ではないですか。財産権や結社の自由については、県警察は認めないといけないということになれば、何なのですか—この暴力団という組織とか、そういう位置づけは何ですかという定義そのものから考えていかないと、非常に中途半端なことになりませんか。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中、照屋委員から、本来ならば沖縄県全域を規制範囲にすべきであると思っているが、そのように規定できない理由、例えば憲法で規定されている基本的人権を侵害するおそれがあるのか等をもう一度説明してほしい旨補足説明があった。)

○當間盛夫委員長　再開いたします。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長　この第10条の規定を盛り込むに当たりましては、憲法第22条の居住の自由、それから同第29条の財産権の保障に抵触していないかどうかを慎重に検討しています。その結果、当該規制と居住の自由の関係においては、暴力団事務所は居住のための施設ではないため、居住の自由には抵触しないと判断したところです……、休憩願います。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中に、古波蔵刑事部長から、200メートルの範囲について質疑しているのか、それとも、200メートルと設定した理由について質疑しているのかという確認があった。それに対して照屋委員から、200メートルにとられずに、沖縄県全域を規制したほうがよいのではないかと、暴力団事務所はつくってはいけないと条例でうたったほうがよいのではないかと、なぜ規制する区域を条文に規定するところだけに特定

するのかという補足説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

古波蔵正刑事部長。

○**古波蔵正刑事部長** 先ほども申しあげましたけれども、暴力団事務所の全面撤去といいますか、どこにもつくらせてはいけないというのは、暴力団排除運動の基本理念であるわけです。ただし、それができないのは、先ほど申しました財産権とか、結社の自由とかそういう縛りがあるので、沖縄県全域にかけることはできないということでもあります。

○**照屋守之委員** なかなかやりたくてもいろんな縛りがあって、やむにやまれぬ措置ということですね。わかりました。

この条例をつくって、予算的には一平成23年7月からの施行ですよ。そうすると具体的に、どういう予算を使って、どういう活動が行われて、県民も責務を感じて一緒にやろうとか、取り組みはどうなっていくのですか。

○**古波蔵正刑事部長** この本条例は、県民、業者に対して努力義務を課しているわけですので、まず最初にすべきことは、この条例の内容を周知することだと思います。したがって、広報啓発活動が中心になってくるかと思っておりますので、現在、広報啓発活動費につきまして検討しているところであります。また、財団法人暴力団追放沖縄県民会議におきましても、その必要な費用を計上しているところであります。

○**照屋守之委員** 特に県警察の体制—人員の配置とか、条例を施行するに当たってそういうものを強化をしていく、あるいは体制づくりをしていくとか、県警察内部の体制づくりにも影響してきますか。

○**古波蔵正刑事部長** 現段階では、沖縄県暴力団排除条例に関しまして、警部1名を暴力団対策課に配置をして、条例が制定された後の体制について検討をさせているところであります。

○**照屋守之委員** それと、それぞれの警察署がありますよね。我々のところにはうるま警察署があるし、石川警察署があるし、名護警察署もありますね。そういうところこの条例との絡みでの連携—県警察本部との連携で、それぞれ

の警察署はどうなっていくのですか。

○古波蔵正刑事部長 所轄独自の広報啓発、あるいは市町村と連携した暴力団排除活動をすることになるわけですが、現段階では、暴力団担当の人員をふやすか、そういうことはまだ検討されておりません。

○照屋守之委員 今それぞれの警察署の刑事課とか、そういうところと連携して、条例ができた後は地域に対する周知とか、あるいはいろんな取り組みをしていくということになるのですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 手持ちの新聞記事を見ますと、暴力団の犯罪が過去5年間ふえている傾向にあります。暴対法が施行されても今なおふえ続けているのは、よっぽど暴力団の皆さんもいろいろと手法を変えながら、考えながらやってきているということに対して、この暴対法ですとか、対策がついていけないという状況があるのでしょうか。そのような傾向があるのかどうか、その辺について刑事部長の見解をお聞かせください。

○古波蔵正刑事部長 従来の暴力団犯罪といいますのは、ゆすりたかりというたぐいの、いわゆる伝統的資金源を求めての犯罪でありました。しかし、現在の暴力団の犯行といいますのは、各種公的寄附制度を悪用した詐欺など、時代の変化に応じたさまざまな資金源獲得をしているわけです。いわゆる潜在化している、巧妙化しているというのが実態であります。したがって、それを掘り起こして事件化をしているわけでありまして、やはり相手方もいろいろな知恵を使って非常に巧妙化しているということが、検挙がなかなか伸びない一つの理由かと思えます。

○山内末子委員 今の傾向に対応して、この条例を施行していくわけですがけれども、この条例がそういった傾向に対して対応できる条例になっているかというのが、今見ててもその辺が少し弱いのかなという感がいたしますけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○古波蔵正刑事部長 この条例は、暴力団を直接取り締まるという規定ではなくて、暴力団を取り締まる直接的な法的根拠は暴対法です。この条例はあくまでも県を挙げて一県民を挙げて暴力団排除活動に取り組みましょうということを趣旨としておりますので、直接暴力団の取り締まりということにはならないのですが、ただし、県民の間に暴力団排除の気運が高まっていけば、当然いろんな情報が警察に寄せられる。そのことによって検挙、取り締まりが強化できるという側面はあるかと思えます。

○山内末子委員 全国的には今の暴力団に対して一全国的な傾向と沖縄県の特徴と、その辺の絡みはどうなのでしょう。

○古波蔵正刑事部長 暴力団の組織の現状を沖縄県と全国で比較した場合、沖縄県は構成員が多いわけですね。他の県は共生者といいますか、準構成員といいますか、そういったものが多いわけですね。なぜかと言いますと、暴対法によって構成員は縛りがかかることができますけれども、これを逃れるために杯ことをしない—いわゆる杯を交わして親分、子分の仲を組まないとか、そういったことを避けてわざと—暴力団にもかかわらず、構成員という形はとらなくて、暴力団の周りで動いて、そこでいろんな犯罪を起こすのが多いわけですね。犯罪の状況であります。沖縄県と全国を比較しますと、沖縄県はまだ粗暴犯といいますか、ゆすりたかりのたぐいの犯罪が多いわけですが、全国のほうは公共工事への進出とか、そういった知能犯的な、潜在的な事案が多いと言えるかと思えます。

○山内末子委員 全国的にそういう知能犯が多い事案で、全国的な流れというのはやっぱり必ず沖縄にも入ってくるという傾向はあると思うのですよね。そういった感覚からしますと、それをとにかく取り締まるのはもちろん県警察でやるのでしょけれども、県民を挙げて条例をつくるのですから、もう少し条例的にも—これは取り締まりにはならないとおっしゃいますけれども、それだったら条例をつくる意味もないのかなと思えますので、単なる防止活動ですとか、理念的なものではなくて、もう少し具体的なものにも入っていったらよかったのではないかなと思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しましたように、この条例自体が直接暴力団を取り締まる根拠にはなっておりません。それから、県民の意識を改革していく

ということを中心に作成されたわけです。ただし、現段階はそうでありますが、今後の暴力団情勢によりましては、現条例よりもさらに一步踏み込んだ条例も検討する余地はあるわけです。そういうことでありますので、現段階ではこれが必要最小限の措置だということでございます。

○山内末子委員 とにかく一ではこの条例でしっかり暴力団から県民の生活、また命を守れるような、そういう条例につくり上げていければよいと思いますので、それをお願いいたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 質疑を聞いていて一暴力団を取り締まる理由というのは何ですか。

○古波蔵正刑事部長 やっぱり社会悪といいますか一当然のことですが社会悪でありまして、それを警察が取り締まるということは当然だと思います。

○前田政明委員 質疑を聞いていて私が思うのは、社会悪の暴力団に市民権を与える条例になっているのではないかと。といいますのは、第14条で暴力団員は—これが主語になっていて、何々を受けてはならないと。それからもう一つは、暴力団事務所—今あるものは認めますよと、それを県議会も含めて県民に。今ある暴力団事務所については、第10条は適用しないと書いてありますよね。そうすると結局は、社会悪である暴力団員が主役になって、この便宜供与を受けてはならないと—これは当たり前のことであって。そして、今ある暴力団事務所に対して適用しないと。現在の事務所は仕方がないのだということを県民が認める条例になっているのではないかと、私は今危惧しているのですけれどもね。逆に言えば、今まで明文化されていないわけですから。そういう意味で一逆の意味で言えば、この条例案は暴力団に市民権を与える条例案としても読めるのではないかと危惧しているのですが、そこはどうですか。

○古波蔵正刑事部長 我が国には暴力団という団体そのものを規制する法律が存在しないということで、暴力団事務所の存在が直ちに違法とは言えない状況であります。こうした状況を踏まえまして、本条例では青少年健全育成を図る目的での暴力団事務所の開設規制や、それから不動産取り引きの観点からも暴

力団事務所の開設規制に関する規定を設けまして、条例全体として暴力団事務所の存在を肯定するものではないとしているところであります。

○前田政明委員 一時期暴力団抗争があつて、那覇市議会議員であつたときに暴力団対策特別委員会という委員会があつて、日本共産党の儀間真勝氏が暴力団対策特別委員会の委員長に珍しく選ばれて、私も一緒に運動したことがあるのですが、私が言いたいのは一皆さん社会悪と言いましたよね。社会悪を取り除くためにはやっぱり市民運動。今ある事務所も世論の運動によってなくすことができるのですよ。それを適用しないという形で一暴力団排除活動を広げる名目にしながら、実際上は皆さん認めているのですよというところで、既存の暴力団が事件、事故を起こしたときに暴力団事務所を撤去せよという場合でも、逆に条例で、いや、もう既得権があるのですよということをなぜ条例化して認めなければならないのかと。そういう面ではそれが足かせになるのではないかというのが1つなのです。

それからもう一つは、暴力団を取り締まるのはなぜですかと私は聞いたのです。社会悪だと。それなら、なぜ第14条に一ちょっと私も勉強不足なので、暴力団員云々はと、なぜこれが主語になるのですか。暴力団員が利益の供与を受けることを禁止するのは当たり前ではないですか。なぜここに暴力団員を認める規定を置くのですか。条例だったら市民権一すなわち暴力団員を是とする状況でしょう。ですからこういう形は、逆に県民ぐるみの運動を含めてやる場合の足かせになって、我々県議会が暴力団事務所を認めますよ、暴力団員も認めますよ、暴力団員さん、あなたは利益を受け取ってはいけませんよということを一そういう規定をなぜやるかと。これはこれまでの条例でないでしょう。そうすると、取り締まりという名目のもとに一県外やいろいろなところから来ることを名目にして、私は今いろんな質疑を聞いていて、これはもう市民権を与えるものではないのかと。今の暴力団は仕方ないですよと。これは結社の自由その他いろいろあつて、これは取り締まりできませんよと。特に子供の云々といつて200メートル以内はだめですよと言いながら、しかし今あるものは適用しないですよと。なぜこの社会悪の事務所は適用しないということを、我々県議会が、県民が認めなければいけないのか。そもそもそのところがおかしいなと思つて、今質疑を聞いて一僕は余り深く考えていなかったけれども、結局は社会悪である暴力団に現在の状況を是認する一すなわち、いろんな抗争が起こり得ることもあるわけで、そういう面では市民運動も含めて、それを拘束するようなものとして読めるのではないかと思うのですが、どうですか。

○古波蔵正刑事部長 第14条の制定趣旨を御説明いたします。現在の暴対法第9条で、暴力的不法行為の規制—例えば暴力員が威力を示しての不当要求行為によりみかじめ料の要求をした場合に、そのみかじめ料を支払うものが被害者の立場のときのみ、暴対法の第9条は適用されるわけです。しかし、被害申告が全く期待できない—いわゆる共生者のような者が、積極的に暴力団に資金を提供し、暴力団がこれを受けている場合には、この暴対法第9条が適用できないというのが現状であります。したがって、暴力団であれば、共生者からの提供も含めて、共生者が任意に資金を提供することも含めて、この条文でもって規制しようということになります。

○前田政明委員 直接的な取り締まりを行うのはこの条例ではないと。そして第12条、第13条ですよ。事業者は、その行う事業とありますけれども、それを含めて利用してはいけないよと。暴力団員も利用されてはいけないよという形になっているのはおかしい。それから、これは理念規定ですよ。

○古波蔵正刑事部長 そうです。努力義務—努力規定です。

○前田政明委員 理念規定であれば、沖縄県では暴力団事務所の設置を認めませんという理念規定としても、何も財産権を拘束するものにはならないと思いますよ。これは理念的なものだから。そういう面では、先ほどの他の委員が言ってきた質疑は、私はそのとおりだと思うのですよ。理念規定としてやって、あとは暴対法でやればよいわけで。理念規定であれば、沖縄のどこにも—ウチナーの状況からして、暴力団事務所は要りませんよと理念規定としてうたえばよいわけで、あとは県民の皆さん、一緒に社会悪である暴力団をなくしましょうとやればよいわけです。そういう面では、第14条でわざわざ暴力団員はと—社会悪である暴力団員をこの条例に載せて、その社会悪の暴力団の拠点である今の事務所を認めますよ、適用しないですよと。この趣旨が、暴対法でやるべきものを、暴力団の取り締まりという名目にしながら、実質的には、私に言わせれば、暴力団の取り締まりにならない。既存の暴力団を擁護する。そして暴力団員に市民権を与えて、沖縄県議会が条例として暴対法でやるべきものをわざわざ—暴力団員さん、何々してはいけませんよ。事業者の皆さん、暴力団員を利用してはいけませんよというのはわかるのだけれども、ほかのところにわざわざ第10条から第12条、第13条含めて、これはちょっと本当の意味での市民運動として、私も暴力団対策特別委員会とかその他皆さんと一緒にやってきた経験からして、率直に言ってこれは取り締まるものではない。市民権を与える

ような結果になってしまうと思うのですけれども。とりわけ第10条を理念規定でやれば、先ほど言った財産権とかその他には触れないのではないですか。

○古波蔵正刑事部長 第10条は罰則規定でございまして、第10条に違反した場合の罰則が設けられております。それから第12条、第14条につきましては、これに違反したのに対しましては、公安委員会から勧告、そして勧告に応じない場合は公表するという措置をとりますので、そういった側面からの対応ができるということであります。

○前田政明委員 第10条については罰則規定ということで、どこに罰則があるのですか—第21条ですか。この第21条との関係を外せば理念規定として—第21条の1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというを外せば、沖縄のどこにも暴力団事務所をつくってはならないという規定はできるのでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 暴力団事務所を規制する法律といいますのは、実は暴対法の中で、抗争時に暴力団事務所の使用を禁ずるという規定しかないのです。今回こういった200メートル以内に場所を指定しまして、事務所の新規開設あるいは運営を禁止したのは、この条例が、暴力団事務所に関する規制については初めてなわけですね。したがって、この第10条の規定というのは、暴対法より踏み込んだものだと考えております。

○前田政明委員 ですから、そこは皆さんはそう考える。逆に言えば、先ほど言ったこれを規定するがゆえに財産権の侵害だという流れの中で、既存のものは認めますと、適用しませんと規定することがいいのかと。これを規定しなければ何もないわけだから、我々認める必要もないし、自由に一手を縛らない。いろんな運動もできる。けれどもこのように、暴対法でもできないものを踏み込んでやろうとする皆さん。けれども逆に言えば、法的根拠—法律でさえ適用できない活動の中で、いいことになるかどうかは別にして、逆に言えば今あるものは認めますよ、適用しませんよということで、既存の組織、既存の事務所を認めることが果たして県民運動として—県民が運動の主体ですよ。そのときに、今ある事務所でさえ危険なのに、そこを我々は認められているのだよと。条例でも認めているではないかと。あなた方は何を言っているかと。こういうことをもたらすような条例というのは、やはり暴力団の取り締まりに県民が立ち上がろうとする場合に、今ある社会的悪の根源を一逆に言えば、ほかのどこ

ろにこれから予想される危険を対象にするために、現在の状況を是とする。こういう論理的構成がありますか。逆に言えば、暴力団は社会悪ではありませんよと。隣人ですよ、隣近所仲よくできますよと。ですから今ある200メートル以内は認めます。しかし今後は認められませんよというものではないですか。皆さんが踏み込むのはいいのですが、実質的に今ある暴力団事務所を認めるようなことを県民の代表である我々に出しているわけですよ。ですから私は、先ほど言ったように逆ではないですかと。理念規定であるならば、そういうところの評価を別にしても、現在あるものを認める、そして県民運動を拘束する、そういうものについてはいかがなものかと。理念規定であれば全体を理念規定にして、社会的悪である暴力団事務所は沖縄に置くべきではないという理念規定にすれば、暴力団排除運動の前進にもなる。そういう面で適用しないということ認めることは県民運動を拘束し、皆さんの言葉では社会的悪である現在の暴力団事務所を容認することになる。この条例は一皆さんのねらう方向もあるかもしれないけれども、逆にそういう状況もあるということ、私は今議論で思ったわけです。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しましたように、暴力団事務所の撤廃はまさに暴力団排除運動の根幹にかかわる部分でございまして、当然今までも県警察はやってきましたし、これからも重点的にやるのは当然であります。しかしながら、その暴力団事務所を撤去するという法律がない限り、なかなかそれはできない。したがって、地元の住民の協力あるいは沖縄県弁護士会、そういった人たちと連携して、既存の事務所あるいは適用外の事務所の撤廃運動を続けていくということは、これからもやっていく所存でございます。

○前田政明委員 今、議論を聞いてのものですがけれども、私はやはり理念規定であるという面で懸念するのは、先ほど質疑をしましたがけれども、逆に私ども県議会が、第14条の暴力団員はということの主語とした条例案、そして200メートル以内の既存のものについては、実質的には容認すると受けとめられるようになっているのは、検討すべきではないのかということと終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 議論しながら、よい暴力団排除条例ができればと思っております。提案理由の中で、県民の安全かつ平穏な生活の確保と書いております。

まさにそのとおりでございますけれども、今前田委員からもありましたけれども、20何年前ですか一暴対法ができて、私たち那覇市前島3丁目地域から初めて訴えて、暴力団事務所を撤去させるための長い苦労がありましたけれども、撤去してきました。その後の地域の問題について、皆さん方のお考えはありますでしょうか。撤去した後の地域の状況がどうなっているのかということです。これは暴対法の中にもありますけれども一暴対法の中で、我々は裁判で訴えたわけですが、その後の一いわゆる米軍基地も、跡地については返還された後、県民の生活のためにきれいにしていますよね。そういう意味でも、暴対法で事務所を撤去はしたものの、その後に地域は一現実を申し上げますと、排除されて以降、あの地域は静かな地域になってしまったのですよ。近寄る人もいない怖いところ—このイメージが定着しておりまして、20数年たっても元には戻らない状況なのです。私はそう思うのですが、皆さんどう思いますか。

○古波蔵正刑事部長 暴力団事務所を撤去した後の地域における情勢でございますが、当然警察といたしましては、再度暴力団が地域に来ないように監視体制を強めることはもちろんでございます。地域住民と連携しながらそういう活動を継続していくことで、地域の安全と平穏を確保するということになるかと思えます。ただし、ほかの県におきましては、そこを警察官の詰め所として運用することもございます。沖縄県警察としては、二度とそこには帰さないという運動を引き続き展開していきたいと思えます。

○浦崎唯昭委員 うちの地域は一私もそこに生まれ育っているのですけれども、自治会をつくるのが大変でしたけれども、それを契機に自治会もできて、今日まで頑張ってさまざまな福祉活動もしているのですけれども、しかし町は一先ほども申し上げましたように、怖い場所であるとか、イメージもよくなるのです。刑事部長が先ほどおっしゃいました、暴力団がもう来ないとか、そういう地域であるような感じがしますけれども、しかし、地域が発展しているかという点で発展していないのですよ。とまりんもできた—我々はそれに期待したけれども余り変わらない。やっぱりあの暴力団の抗争があって、高校生が射殺されましたよね。そのイメージから抜けきれなくて、この地域は怖いところだと。私もたまにタクシーに乗って帰ると、あそこは怖いところだから行かないほうがいいですよと言われるものですから。そういう意味で、その地域が発展していくための応援も暴力団排除条例の中で検討していただけるようになればありがたいなと思って質疑しているのですが。

県の行政と一緒にやってやらなければならないことはわかるのですけれど

も、条例の中でその辺の話も打っていただけると今後の励みにもなるなど。20数年、あの地域は静かな地域なのです。ですからそういう意味で一暴力団排除条例の中で、何とかその後の発展のための対策を一暴力団が来ない状況には皆さんのおかげでなっていますけれども、ただし、まだ町は怖いところだというイメージから抜けきれないのです。そういう意味を踏まえて、条例の中でまちづくりのための御支援をいただけるような文言があればよいと思うのですけれども。

○古波蔵正刑事部長 委員御指摘のとおり、確かに条例にその部分は載ってございませんが、県警察といたしましては、当然その地域が安全・安心であれば、いずれいろんな人が集まってくる町にするために、警ら活動とかそういう警察の計画を通じて、一生懸命側面からやっていきたいと思えます。

○浦崎唯昭委員 警ら活動そのもので、即町が発展する状況にはならないのですよ。そういう意味で、この条例の中で入れていただいて、今後の発展のためにも県警察は力を尽くす一応援しますよということがあれば、ありがたいということを要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 少し質問いたします。この第1条の目的の中に、不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしていると記載されているのですけれども、具体的にこの不当な行為というのは、どういう種類のものが現状ありますか。

○古波蔵正刑事部長 不当な行為の定義でございますが、まずは暴力的不法行為です。これは具体的には暴力とか、脅迫とかそういった個人の生命、身体、財産に直接害を加える行為です。脅迫とか暴行、傷害といったものがございませぬ。それ以外に県民等に不安や迷惑を及ぼすような反社会的行為を含むということになっております。これはどういうものかといいますと、賭博開帳、ノミ行為などがそれに当たります。また、町にたむろして、その場所に人を近づけないといったことも不当行為に含まれております。

○金城勉委員 今いろいろとマスコミ等でも話題になったりしますけれども、例えばヤミ金融の問題とか、あるいは暴力団の資金源になるようなこととか、

そういう具体的なものもありますか。

○古波蔵正刑事部長 委員が今おっしゃいました無登録による貸金業で検挙した事案が、去年は5件ございます。

○金城勉委員 やっぱそういう資金源を求めて、当然そういう違法な、あるいは水面下の画策があるかと思うのですけれども、そういうことについての対応あるいは啓蒙活動等々についてはいかがですか。

○古波蔵正刑事部長 暴力団対策の今後の取り組みとか、課題かと承知をいたしましたけれども、暴力団対策につきましてはいわゆる4つの柱—1つ目が暴力団構成員等の徹底検挙。2つ目が資金源の封圧。3つ目が暴力団が所持している拳銃等の武器の摘発。4つ目が暴力団の排除活動。この4本の柱を中心にして暴力団対策を行っております。とりわけ暴力団組織の運営基盤を支えています資金源を封圧することに関しましては、重点的に行う必要があると思っております。加えまして、現在審査していただいております暴力団排除条例が施行された際には、この条例に基づきまして新たな暴力団対策を構築して、さらなる取り組みを強化していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 先ほどの前田委員とも関連しますけれども、この200メートルにした意味—なぜ200メートルなのか。そしてそれは直線距離なのか、道路の距離なのか、その辺をちょっとお願いします。

○古波蔵正刑事部長 まず200メートル以内とした理由でございますが、暴力団事務所の立地規制は、青少年の健全な育成を図るために、学校や児童福祉施設等の周辺において、暴力団事務所のない環境を整備するために設けた規定であります。同様に、青少年のための良好な環境の整備を目的として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律—風営法において立地規制を200メートルという形で設けておりまして、本条例はこの法律との整合を図ったものであります。なお、距離については、直線距離で半径200メートルであります。

○新垣清涼委員 現在沖縄県には3団体、750名がいるわけですがけれども、こ

の200メートル以内にそういう事務所及び事務所らしきものは現在あるのですか

○古波蔵正刑事部長 現在把握しております暴力団事務所の総数は、全部で50カ所でございます。そのうちの33カ所が、今申し上げました立地規制区域内に所在しております。

○新垣清涼委員 そうしますとこの規定からすると、その33カ所については既得権といいますか一変な言い方ですけれども、認めざるを得ないということになりますよね。

○古波蔵正刑事部長 条例上はそうなりますが、それを是としているわけではございません。条例でその規制区域内につくってはいけないということでありまして、だからといってそれを肯定しているわけではございません。

○新垣清涼委員 皆さんの肯定しているわけではないという立場からすると一確かに県民もそうなのですが、この条例で適用しないということを明文化することによって、そこは既得権を認めますよと相手側は主張してくると思うのです。ですから、ここが非常に問題なのではないかなと思うのですが。皆さんそういう意味であってもいいでしょうと一いいでしょうと刑事部長は立场上言うことはできませんが、暴力団排除運動は展開するけれども、この条文で県議会も認めるということになってしまいませんか。

○並里博暴力団対策課長 ただいまの委員のおっしゃることはわかるのですけれども、あくまでもこれは青少年の健全育成のために、200メートル以内にあるのは困るという理念に基づいて、今後新設し、運営するものについては罰しますということでありまして。だからといって既得権を認める一法律上はどうしても既得権、財産権などがありますから、そこを後出しじゃんけんのように罰はできませんけれども、かえってこの条例に基づいて好ましい状態ではないという趣旨、理念でありますので、それをさらに理由にして、従来の撤去活動に拍車をかけて、県警察も支援して、200メートル以内にはない状態にもっていくということを、県警察として今後の住民運動等を支援していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 第10条第2項に、ただし、と条文が続いているのですが、先

ほどの浦崎委員からもありましたけれども、暴力団事務所として使われていたところについては、なかなかその地域についても借り手がないと。そうすると、やはり同じ関連というか、そういう方々が入るおそれがあるから、わざわざこれをつけ加えたのか。これまでの事例としてそういうことがあったから、ただし書きまで入っているのですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から執行部に対して、答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよう注意があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 ただし以降の読み方でございますが、例えばA暴力団事務所が現在あって、それがB暴力団と抗争して負けて、A暴力団事務所がB暴力団事務所に変ったという場合には、罰則が適用されるということでございます。

○新垣清涼委員 そうすると、その事務所は一暴力団事務所というのは変わらないのですよね……（「いや、その場合は罰します。」との声あり）

○當間盛夫委員長 この際、執行部に申し上げます。

答弁に当たっては、挙手して、委員長の許可を得てから行うようにしてください。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 暴力団事務所という位置づけは変わらないわけですよ。ただ、中に住んでいるというか、使う人が変わったからということになりますが、ところが、もしもそれを自分の配下が入ってきたのだということで、自分が出て行って、そこは自分の子分が使っているのだという表現になった場合に、それは規制できるのですか。

○古波蔵正刑事部長 同一の暴力団が代がえで使用した場合には、これは適用できません。

○新垣清涼委員 ですから、そこも非常に判断が難しいのかなという思いがします。

あと1点だけ。これは7月1日からの施行となっていますが、現在も50カ所の事務所のうち、33カ所が200メートル以内にあります。7月1日まではまだ3カ月ちょっとあるわけですね。そうすると、駆け込みの設置というのも許されてしまうのではないかということで、なぜ4月1日にしないでこれだけ伸ばしたのか、その理由があれば説明をお願いします。

○古波蔵正刑事部長 この条例につきましては、実は4月施行で平成22年12月の県議会に上程をする予定でございましたが、知事部局、それから公訴権を有します那覇地方検察庁との調整の中で若干修正を要する部分が出まして、今議会上程になったわけでありまして。それから、駆け込みの暴力団事務所の設置に関しましては十分予想されるところでございますが、警察といたしましてはこうした駆け込みを許さない—そのためにあらゆる法律を駆使して、そういったことのないよう取り締まりを強化する。あるいは情報収集を強化する。そういうことによって防止といいますか—あるいは地域住民、関係機関からも協力を得まして、そういったことを徹底して防止していくという心構えでやっていきたいと思っております。

○新垣清涼委員 ちょっと疑問がありまして、もう少し理念だったら理念でやるべきであって、取り締まりは取り締まりで暴対法でなされるのであれば、そういったことで県民がもっと協力できるような、相手方に一排除する側に有利になるような条文は消したほうがよいのではないかなということを申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 理念規定的な部分と罰則規定が混合したような形になった理由は何ですか。今そこが問題になっているわけですね。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、古波蔵刑事部長から、第10条関係の質疑なのかという確認

があった。それに対して新里委員から、基本的には本条例は理念的なもので、罰則は暴対法で対処すると答弁されているにもかかわらず、一部で罰則規定を定めているがゆえに第10条の諸問題があぶり出されたこと、さらに第10条も50カ所の既存暴力団事務所のうち、33カ所が立地規制区域内に入っており、そこには規定は及ばないことで各委員が直ちに納得できない内容になっていることについての指摘がなされ、そういう規定にせざるを得なくなっているのか、それとも他県の例を幾つか取り寄せて見たところ、本条例と同様の規定になっているのかなど本条例がこういうつくり方になった理由、本条例を理念規定のみに変更できるのかについても聞いているとの補足説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

古波蔵正刑事部長。

○**古波蔵正刑事部長** この条例でございますが、警察庁からモデルが示されまして、全国においてこのモデルに倣った条例をつくっております。ただし、全国の暴力団情勢によって若干一部違っております、いわゆる努力義務を設けた規定もありますし、あるいは今申し上げたような罰則を設けたところもありますし、あるいは勧告、公表という形で側面から強化するといいますか、そういう規定もございますし、全体的に、全国で1つのモデルに沿ったつくり方をしております。

○**新里米吉委員** ということは、警察庁の条例のモデルなるものが、理念と罰則が混合して入っていると。これは沖縄県警察として、もう一度これを練り直して、すっきりしたものにつくりかえることは可能なのですか。

○**古波蔵正刑事部長** この条例につきましては、昨年から1年間かけて知事部局、それから那覇地方検察庁といろいろ調整を交えてやってきました一憲法には抵触しないのか、暴対法には抵触しないのかということを含めてですね。それから警察庁のモデル条例を基本にやってきたわけでありまして。全国でことしの7月から8月には47都道府県でこれがスタートするという見込みになっております。したがって、十分に練ったと県警察としては思っておりますので、この条例でいきたいと考えております。

○**新里米吉委員** 与野党とか、立場によって議論をする内容ではないのでね。

対立案件でもないのに、意見がかなりばらばらになっているわけで、今のままだったら一本当は、こういうものは全会一致でまとまらないといけないけれども、そんな雰囲気ではないものだから、皆さんに我々がまとまるようなものをつくれるのかどうかを打診しているわけで、皆さんの考え方を今聞いているわけで。このままだったら我々もどうまとまるのか非常に難しい状況なので、皆さんにもうこれは十分に練られたと言われると、ちょっとこれは困ったと思っているところです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 今いろいろ質疑を聞きましたけれども、担当部署が自信を持って条例を出しているのであれば一全国の動きなどを見ながら意見調整したのであれば、もっと自信を持ってしっかり一これは大丈夫だということを言っていたかないと、我々も我々なりにみんな思いがあって、大変なことになりますよと言っておりますから、もうちょっと一これは我々がしっかりと責任を持って、そういった形ですべて出しておりますから心配しないでくださいと。また県民の皆さんにいろいろ協力を得るときもあるかもしれませんが、という言い方をすればいいことであって、先ほど質疑があったときも一駆け込みが入ってくる可能性はあるかと言ったら、予想されるという話を刑事部長がされるものですから、新設でつくらせるわけにはいかないでしょう。その辺は地域の不動産とか地域住民がそういう形ではいけないと運動をするのであれば、そういったことは一切させませんときっぱり言っていただければ、我々もそういう細かい話をするのがないと思いますから。この辺やっぱ全会一致が原則でありますから、そういった面はしっかりと一そういう条例は我々に任せてくれと。専門分野であるはずですから、その辺はひとつしっかりとやっていただきたいなと思っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第24号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○**磯丈男警務部長** 続きまして、65ページ、乙第24号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

地方警察職員の定員については、警察法第57条第2項の規定により、政令で定める基準に従い、条例で定めることになっています。

最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少するなど改善傾向にあるものの、全国的には市民生活に大きな不安と脅威を与える事件が相次いで発生しているほか、殺人等の公訴時効の見直し等、緊急に対処すべき課題が生じるなど厳しい情勢にあります。

こうした厳しい治安情勢を踏まえ、平成23年度は、全国で地方警察官が833人増員されることとなりました。

そのうち県警察においても3人の地方警察官が増員されることに伴い、条例で定められている警察職員の定員を改める必要があります。

改正内容としましては、警察官の定員の総数を、現行の2,575人から2,578人に、階級別の内訳として、警部補及び巡査部長の定員を1,484人から1,486人に、巡査の定員を778人から779人に改めるものであります。

なお、施行期日は、平成23年4月1日を予定しております。

以上で、乙第24号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 磯丈男警務部長の説明は終わりました。

これより乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今回定員をふやしますよね。以前から何度も出ておりますが、

交番をふやすような定員の増になっているのですか。

○磯丈男警務部長 今回の増員につきましては、警察庁から検視体制の増強という、いわゆるひもつきで来ておりますので、検視体制を増強する要員に充てたいと思っております。

○前田政明委員 それはそれとして一応頭に置いておいて、最近いろいろ議論があるのですけれども、交番ですね。地域交番。これは皆さんとしては増やしていこうという考えは、県警察としてはあるのかないかをちょっと伺いたい。

○磯丈男警務部長 交番等につきましては、県内全体の治安維持という観点から適正配置を検討しております。定員についても可能な限りふやしたいと思っておりますけれども、やはりどうしてもこういった形でしか増員ができないのが現状でありますので、今後ともその辺の交番の人員の必要性等については、政令で定める基準に従ってという部分もございますので、国のほうに要望を続けてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今の説明で、検視官の増員という説明がありましたけれども、その検視官を増員する背景について説明いただけますか。

○平良英喜捜査第一課長 沖縄県における変死体は、ここ10年で1,600体ぐらいになっております。現在、刑事調査官以下7名の体制でやっております。これは土日も出て業務負担が非常にある。それに加えて、やはりそういった検視体制を充実して、誤認検視を防止する一要するに犯罪死体を見逃さないという方向でそういった体制を強化して、ほとんどの死体を見ていただくという方向で、今進めております。

○金城勉委員 この問題は以前からマスコミなどでも、ときに取り上げられたりしたのですけれども、要するに検視の体制が追いつかずに、犯罪の摘発ができていないのかどうか疑問があるとか、そういうことがあって、犯罪を見逃してしまう懸念もあると。そういうことがあったりしたのですけれども、沖縄県ではそういう変死体が後で犯罪であったとか、事件があったときには気づかなく

で一判明しなくて、後日明らかになったとか、そういうケースもあったでしょうか。

○平良英喜捜査第一課長 昨年、5月に沖縄市で児童虐待事案がございました。これにつきましては、児童の体を見ても全くそういった打撲痕とかが見られない。両親については、いや、自分で転んでやったんですよという事例があるんですね。やはりこういったものは解剖しないと、そういった死因が判然としないということでこれは解剖しまして、頭蓋内損傷、児童虐待ということで、その父親を逮捕したという事例があります。

もう一つはうるま市において、少年等の集団暴行事案がありました。これについても少年等は、いや、自分で転落したんだということでしたけれども、これを解剖しまして、やはりこれは転落の外傷とは違うということが判明しまして、それをもとに少年たちを調べて、傷害致死事件であると判明した事例もございます。

○金城勉委員 非常に大事な仕事だと思います。この検視官の資格というのはどういう内容になっていますか。

○平良英喜捜査第一課長 まず警視クラスが1人。琉球大学法医学実務研修を終える。それから、警察大学の法医学実務専科というものがございます。これを3カ月間ですね。そういった法医学教室のある一例えば慶應義塾大学、東京大学、東京慈恵会医科大学とか、そういったところで研修しまして、法医学実務研修を修了して、検視官になると。

あとは、警部クラスが2人おりますけれども、警部クラスにつきましても、そういった大学での研修を終えて、初めて検視官になるという研修をしております。

○金城勉委員 これは医師免許も必要ですか。

○平良英喜刑事部捜査第一課長 いや、医師免許は必要ございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 沖縄県職員定数条例があるのですが、その中に括弧書きで警

察本部に勤務する職員を除くとなっていて、こちらで改めて条例で定められるわけですが、議案の提出権は知事にあるわけですね。そうすると先ほどの説明では、警察職員の定数は警察法の定める規定によりとなっているのですが、實際上、警察法の定める規定の数と現在増員される定員数も含めた充足率というのか、充足状況というのはどうなっていますか。

○磯丈男警務部長 定員につきましては、基準を政令で定めておりまして、その基準に基づいて条例で定めるという形になっております。沖縄県警察については、かつての交通指導員の身分で、警察職員として働いていた方がおられました。その方を途中で警察官に切りかえております。その分が政令の定数よりも多くなっているということがございます。その分が25名ありますので、今度2,578名という条例の定数でありますけれども、政令の基準については2,553名ということで、政令の基準よりは25名多くなっているということでもあります。

○高嶺善伸委員 そうすると、沖縄県警察の場合は、警察法に定める政令の規定よりも多く警察官は条例で配置されているわけですね。逆の場合一例えば、政令の定数が定められているにもかかわらず、予算の関係とか、行財政改革ということで、政令の定数を満たさない定数を条例の範囲内で定めることもあり得るのですか。

○磯丈男警務部長 政令の定数は、その県の警察官定数の下限を定めておりますので、現時点、47都道府県で政令定数を下回っている都道府県警察はございません。

○高嶺善伸委員 本県の場合は、米軍人・軍属等が他県とは比較できないほど多かったり、それに関連する事件、事故も多い。また、観光客も500万人以上も来られるということや、他府県に比べても島嶼性があるということで、政令で定める数よりも多くの負担をしているのではないかという実情を感じるのです。そういう意味では、政令に定める下限ではなく、これぐらいは増員してほしいという要望をしているが、やはり予算との関係で増員は難しいという差があるとしたら、我々はなかなか実態がわからないのですよ。そういう意味では、現場を見ておられる皆さんからして、もし、沖縄県警察職員の望ましい数のあり方について、お考え、御意見等がございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○磯丈男警務部長 具体的に全体で積み上げると何人という数は持っておりませんが、昨年警察庁に要望した数がございます。増員事項が、長期未解決事件の専従捜査員、見あたり捜査、サイバー、あと検視という形であったのですが、それぞれ沖縄県から要求したのが、長期未解決事件の専従捜査員を14名、見あたり捜査員を3名、サイバー犯罪専従検挙班—サイバーの捜査員を7名、あと検視官を3名要望したところなのですが、結果的に3名しかつかなかったということでもありますので、なかなか要望どおりは認められないという状況であります。先ほどの交番とか、パトロールの体制についても、来年度も鋭意要求してまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの条例の提案理由で、検視体制の強化ということでした。3名の内訳は警部補及び警部が2名、巡査1名ということでした。先ほどの検視官の説明では—これは現状なのかどうかわかりませんが、1名の警視、この人は県内の研修、県外の研修も受けている人。それから県内の研修を受けた警部という話がありましたが、検視官は警視、警部あるいは警部補クラスなのか。なぜそれを聞くかという、巡査1名が今回の3名の増の中にあるので、巡査の検視官もいるのかどうか、これはどうなっていますか。

○平良英喜捜査第一課長 巡査の検視官はおりません。ただやはり、刑事調査官が現場に行く、それから解剖をする、その補助的な役割を担っております。

○新里米吉委員 今回の3名の中の、1名ないし2名は検視官、あとの1名ないし2名は、検視体制強化のための補助的な仕事をする人という理解をしてよいのですか。

○磯丈男警務部長 この警察庁の増員と実際に検視の業務についてもらう実員に、実は若干の差がございます。実際に増員するのは警部を1名—これはほかのところから検視のほうに回して、検視の業務をやっていただくという形で、県警察本部の警部の定数が増員するわけではないのですが、検視官として活動していただく警部を1名増員いたします。あとは警部補は2名の増員ということになります。これは定員の計算上、警視と警部は県警察本部の全体の何パーセントと決まっております、必ずしも実態に合った数の増員が来るも

のではないわけです。そういうことで今回は、警部については内部捻出をして検視官として張りつける。その分巡査についてはいただいたような形になって、別のところに張りつけるという形になります。

○新里米吉委員 それと警察の定員について、警察庁では一つの基準みたいなものがあるのかどうか。人口比とかそういうもので割り当てられているのか。そこら辺の基本的な基準みたいなものがありますか。

○磯丈男警務部長 厳密な意味で、人口何人に対して警察官何名とか、犯罪何件に対して警察官何名とかいうものはないと聞いておりますけれども、警察官1人の人口負担率一県人口を警察官の数で割った数値が一応の目安になっていると聞いております。

○新里米吉委員 先ほど高嶺委員からも話がありましたが、各県そういう人口とか基準があるとしたら、通常の全体的な基準では計算しにくい部分が地域によって起きてくる。非常に面積が広いとか、沖縄県みたいに、外国人一米軍人・軍属もたくさんおって、その事件、事故もたくさん処理しないとイケないと。あるいは、その処理だけではなくて、場合によってはそこに通訳みたいな人もつけないと対応できないとか。そういうほかの県とは違った忙しさ、煩雑さというのでしょうか、そういうものもあるのだけれども、そういうことも加味した警察の定員の配慮という規定みたいなものは、警察庁にはあるのですか、ないのですか。

○磯丈男警務部長 具体的にそういった、こういう事情があるのでこのぐらい増加しますというものについてあるのは、千葉県警察の空港警備隊だけと聞いております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今の関連なのですけれども、県の特殊勤務手当に関しても通訳一涉外官として、通訳官まで特殊勤務手当になっていますね。そういう意味では、県民だけだったらそういうことは必要ないわけですね。先ほどからありますように、米軍人・軍属が沖縄県には多いということで、そういうことが配置されていると思うのですけれども、それが警察官の定数を算出する基準にカ

ウントされていないのですか。

○磯丈男警務部長 総体的に見て、沖縄県に米軍基地があるということが全くカウントされていないことはないと思います。ただ、具体的に沖縄県に米軍基地があるので、これだけ乗せましょうという話にはなっていないと承知しております。

○新垣清涼委員 ぜひ、米軍人・軍属の数を加味した形での要求をしていただいて、充実していただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成21年第100号外4件の審査を行います。

まず初めに、陳情第49号について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○磯丈男警務部長 公安委員会所管に係る陳情第49号沖縄県那覇警察署首里交番の移転先に関する陳情について御説明します。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

那覇警察署首里交番の正面に位置する県道29号線の拡幅工事により、首里交番の敷地及び庁舎の一部が道路予定地とされていることから、庁舎の建てかえが必要となっております。

県警察では、同交番の所管区の治安維持のため、交番の機能を十分に発揮できることを前提に、来訪者の利便性等も考慮の上、現地建てかえ及び移設建てかえ双方について、鋭意検討しているところであります。

現時点、具体的な候補地は決定しておりませんが、県警察としましては、これまで長きにわたり現地に交番が所在していることから、首里交番の存在が地域住民に周知され、所管区内の治安維持に大きな責任を果たしていることを十分認識しております。

県警察としましては、今後とも、交番の機能を十分に発揮するために必要な面積、例えばパトロールカー及び来訪者の駐車場所の確保や、地域住民を初め

観光客等が来訪した場合に対応可能な執務室を確保できる面積を持つ土地を検討してまいる考えであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより陳情第49号に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 皆さんの陳情処理概要を見ても、この交番の必要性というのは十分に認識されておられるということでございますが、問題は現地建てかえ及び移設建てかえの双方について鋭意検討していると。したがって、これは両方を検討しておられると思うのですけれども、その下にある面積の問題が出てきております。そうであるのならば、移設建てかえというものが1番目に来て、それがだめなときに現地建てかえということになるのかなと、そう読めるのですがいかがですか。

○**磯丈男警務部長** 現地の隣に首里支所の跡地がございます。その首里支所の跡地を活用できれば、現地をそのまま生かす形で必要な面積を確保して、そこに建てるということも考えられますので、我々としてはそれが可能であれば、それがベストかなと思っております。

○**糸洲朝則委員** ということは、首里支所の跡地—これは那覇市の財産だと思っておりますが、そことのやりとりというのが大事だと思っておりますが、具体的にその辺の那覇市との交渉というのは進めておられますか。

○**磯丈男警務部長** 那覇警察署を通じて、いろいろお話はさせていただいているのですけれども、まだ具体的に交番として活用できるかどうかという確定に至るような交渉にはなっていないというのが実情です。

○**糸洲朝則委員** ちょっと現場関係をいろいろ情報収集してみますと、那覇市

はその跡地を売却したいという意向だと思うのですよね。その一方で、皆さん方はそこを賃貸したいという違いがあると思うのですよね。しからば那覇市の要望を受け入れて売却ということになった場合、これを県で買い取るということはいかがですか。

○磯丈男警務部長 そこは、私の一存では何とも言いがたい部分もあるのですが、けれども、賃貸にしても、買い取りにしても、場所としては長く交番があって、そこが交番の場所として地域から認知されているものですから、県警察の思いとしては、どちらの形であってもそこに置きたいということはやまやまなのですが、それが難しいのであれば、そう遠くないところで別の用地も検討しなければいけないのかなと考えております。

○糸洲朝則委員 今お話を伺っても今の場所が一番よいし、この現場では厳しいという状況での首里支所の跡地ということだろうと思うのですが、そうであれば、那覇市の意向との食い違いの部分をどう調整していくかということになりますから、当然それを県が買い取るとなると、これは知事部局とのかかわりになるわけですよね。その辺を含めたやりとりは必要だと思うのですが、そこは具体的にやっていないのですか。

○磯丈男警務部長 これからでございます。

○糸洲朝則委員 この道路拡幅工事がもう大分進んできておりますので、そんなに時間もないと思いますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 今の質疑で大体皆さんの取り組み状況は見えてきましたが、移設建てかえということにおいても、同じような場所の確保という点では、地域柄からすると非常に困難な状況であると思うのですね。ただ、皆さんの中では複数の候補といいますか、隣接する地域でも場所というのはもう想定しているのでしょうか。

○磯丈男警務部長 何カ所かピックアップをしております。ただ、いずれもな

かなか条件的に厳しいところでありますので、どこにするにしても、それぞれ交渉が必要になってくると思っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 基本的には、陳情の趣旨に沿って対応したいという理解でよいわけですね。それで、先ほどありました首里支所のところも含めて、先ほどお答えあったとおりですね。頑張ってください。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。
以上で、陳情第49号に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時34分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
午前に引き続き、審査を行います。
陳情平成22年第168号外2件について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。
そして、前泊生活安全部長は、今回新たに就任されているということでございますので、ごあいさつも兼ねて、説明よろしく申し上げます。
前泊良昌生活安全部長。

○**前泊良昌生活安全部長** 去る3月17日付で生活安全部長に命ぜられました前泊と申します。就任してまだ1週間目でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。与えられた職責を全うするということでございます。

それでは、陳情第27号の関係から申し上げます。那覇市松山地域では、公衆

に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例が施行されました平成19年9月1日以降平成22年12月31日までに、客引き行為で一いわゆるキャッチや営業者等181件212名を検挙いたしました。

また、同地域におきましては、ことしに入って客引き行為で8件9名、電波法違反で14件14名のキャッチを摘発するなど、取り締まりを強化しております。

取り締まり等によりまして、最大時約200名いたキャッチが現在では30名から50名程度に減少するなど一定の成果は見られますが、一掃するまでには至っていない状況にあります。

県警察といたしましては、同地域の清浄な風俗環境を保持するため、今後とも悪質な客引き行為や違法営業所の取り締まりを初め、電波法違反等あらゆる法令を活用した取り締まりを強化することとしております。

また、全国的に歓楽街におきましては、県や市などの自治体を初め、通り会等民間団体が主体となって、防犯面や被疑者の検挙に有効な防犯カメラを設置している例もあると承知しております。

県警察では県や市を初め、通り会等の民間組織に対し、同地域への防犯カメラの設置について御検討いただきますよう申し入れを行うとともに、今後も自治体や防犯ボランティア、地域住民の皆様と連携を図りながら環境浄化に努めてまいりたいと考えております。

次に陳情第53号の関係でございますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や同法に基づく沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例においては、善良の風俗や清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等の営業時間や営業区域、営業所に年少者を立ち入らせることを禁止する規制等がなされております。

県警察では、平素から那覇市松山地域における風俗営業所等への立ち入りをを行うとともに、時間外営業等の違法営業が認められた場合には、法や条例に基づく行政指導や行政処分の実施のほか、客引き行為等を行う悪質な業者につきましては、取り締まりを強化しているところであります。

県警察としましては、今後とも同地域で時間外営業等の違法営業を認めた場合には、現行の法律や条例に基づき、取り締まりや行政処分等の警察に与えられた権限を適正に行使するとともに、県や市などの関係機関や団体、防犯ボランティア、地域住民の皆様と連携しながら環境浄化を図ってまいりたいと考えております。

次に、陳情平成22年第168号八重山観光振興に関する陳情におけるマリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすることにつきましては、継続案件であります。処理方針に変更がありませんので、説明は

省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 生活安全部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、陳情3件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開します。

次に、陳情平成21年第100号について、警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

そして、渡具知辰彦交通部長が就任されておりますので、まずごあいさつをいただき、その後説明をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

渡具知辰彦交通部長。

○**渡具知辰彦交通部長** 去る3月17日付で交通部長に参った渡具知と申します。よろしくお願い致します。

御承知のように、飲酒絡みの死亡事故につきましては、去年は8件でございました。15年続いていたワースト1を脱却しましたけれども、全人身事故に占める飲酒絡みの事故は去年は154件で、21年連続ワースト1という結果になりました。このワースト1脱却に向けて県民含めて一県議会の皆様方の力もかりまして、総力を挙げて達成したいという強い気持ちでおりますので、よろしくお願い致します。

陳情平成21年第100号県道222号線への信号機・横断歩道設置に関する陳情につきましては、継続案件ではありますが、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情平成21年第100号に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第27号議案交通事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** それでは、乙第27号議案の御説明をいたします。

平成23年第2回沖縄県議会定例会議案(その3)をごらんください。

68ページをお開きください。

交通事故に関する和解等についてを御説明いたします。

この議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とすることから、議案を提出するものであります。

以上、乙第27号議案の説明をいたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外9件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、企画部と共管になっておりますが、この際に一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

まず、知事公室関係の陳情10件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続9件、新規1件の合計10件となっており、そのうち1件は企画部との共管となっております。

継続審議となっている9件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

陳情説明資料12ページをお開きください。

陳情第6号は、第60回婦人大会宣言・決議の実現方に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

北方領土問題は、我が国とロシア間の懸案事項であり、その解決には両国の粘り強い外交交渉が重要であります。同時に、外交交渉を支える国民世論の結集とそれを高める広報・啓発活動の充実が必要と考えております。

県としましては、北方領土返還要求沖縄県連絡協議会が主催する返還要求沖縄県民大会等への参加や、美ら島沖縄など県の広報媒体を利用した広報活動、マスコミへの情報提供等により、今後も広く県民に対する北方領土返還要求運動の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情10件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○**下地明和交通政策課長** 知事公室との共管の陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 この陳情平成20年第144号—継続陳情ですけれども、地上管制レーダーは米国のミサイル防衛につながるものだと思いますので、我々は反対ですけれども、現状はどうなっておりますか。その後の状況は。

○親川達男基地対策課長 このレーダーの設置—糸満市のほうですけれども、平成21年度から工事が進められておりますけれども、今年度、平成22年度は土台の整備を行っているということで、来年度、平成23年度中に本体工事を設置するという確認をしております。

○前田政明委員 これは今の自衛隊、新防衛大綱を含めて専守防衛から外に出る—米国と密着したものだと思うので、極めて危険だと思います。

あと陳情平成20年第150号—那覇空港の民間専用化を求める関連の陳情ですけれども、結局自衛隊はF15—現在の機数から何十機になったのでしたかね。

○又吉進知事公室長 まだ改編は行われていないわけでございますけれども、中期防衛力整備計画によれば、現在の24機から36機に増強すると説明がございました。

○前田政明委員 これは本来、那覇空港の民間専用化の趣旨に反する中身で、F15戦闘機という米軍と同じ機種を使いながら一体化という面で、本当に危険だと思います。

陳情平成21年第66号ですけれども、自衛隊のキャンプ・ハンセンでの訓練が行われていると思うのですけれども、これは皆さんとしては—自衛隊ヘリコプターのキャンプ・ハンセン内レンジ4使用に関するということで以前出ているものですけれども、現況を含めてどういう認識でしょうか。

○親川達男基地対策課長 陸上自衛隊のキャンプ・ハンセンの共同使用については、先の米軍再編で取り決められたものでございますけれども、たしか平成19年3月から共同使用が開始されておまして—1週間のうち、何日かで陸上自衛隊が単独の訓練をキャンプ・ハンセン内で行っていたという説明は受けております。

○前田政明委員 米軍と一緒にやっているかどうかは、わからないのですか。

○親川達男基地対策課長 この再編で取り決められたものは、陸上自衛隊の訓練を一練習場を使用してということで、これは共同訓練ではなくて、単独の訓練だと聞いております。

○前田政明委員 都市型戦闘訓練など、想定した訓練は一緒にやられてはいないのですか。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセンの中での訓練ということは確認しておりますけれども、米軍と共同での訓練という説明は受けておりません。

○前田政明委員 変わりました、陳情平成20年第175号及び陳情第6号—北方領土関連ですけれども、私ども日本共産党は千島列島を含むすべてが日本の領土だと。そういう面ではサンフランシスコ平和条約との関係で、ポツダム宣言とも反するヤルタ協定という—ある面で密約的なものがあって、旧ソ連—ロシアが不当に領土拡張をやってきたもので、本来歴史的に見ても、千島列島も固有の日本の領土であるという立場に立っているのですけれども、沖縄県はどういう見解でしょうか。

○又吉進知事公室長 政府は千島といいますか、北方四島は我が国固有の領土であるという見解を持って、ロシアとの領土問題の解決に当たっているということでございますので、その範囲につきましては、政府の見解を踏襲してございます。

○前田政明委員 私どもは、やはり歴史的に見ても固有の領土であると。戦争その他で奪ったものでもないし、そういう面では国際法上—サンフランシスコ平和条約第2条でしたか—その辺のくだりからも、歴史的に千島列島もちゃんと日本の領土なのだと。当然そういう面では、北方四島というのは当たり前であって、それは早目に返すべきであると。それだけではなくて、千島列島そのものも日本固有の領土であって、返すべきだということを日本政府はしっかりと国際連合やその他、ロシアとの交渉の中でも、歴史的経過をしっかりと主張することによって、理不尽な—ポツダム宣言の趣旨にも反するようなヤルタ協定の密約的な中身、これは極めて不当であるし、そういう面では、千島列島を含めて日本固有の領土なのだとということを、日本政府が堂々と国際的な、国際連合の場でもしっかり示していくことこそが領土問題の道理ある解決の道ではないかなと。そういうことをせずに、北方四島論にこだわるということは、領

土問題そのものの本質がゆがめられてきていると見ております。ですから、当面は北方領土の早期返還は大事なのですけれども、本来千島列島そのものも含めて、旧ソ連やロシア、その他等国際的にも平和的に確認された領土であるということが、私たちがずっと以前から主張していることなのです。そういう面では、しっかりとこの領土問題では、歴史的に検証された主張を堂々と政府がはっきりやっていくということが、尖閣列島の問題も含めて大事ではないかなと思います。これはこちらの意見なのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員の考えとは一揆をどこに置くかとか、それから範囲の問題等について、幾つか政府または県の見解とは違う部分があるかもしれませんが、基本的に委員がおっしゃった話は大変理解できる話でございまして、やはりそもそも我が国の固有であるべきところが、戦中・戦後の経緯によって他国に占拠されているという状態は、国民感情、あるいは筋から言っても容認できるものではないと我々沖縄県民も考えているところでございまして、引き続き政府、あるいは広報、啓発活動を通じて取り組んでまいりたいということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情平成21年第147号一八重山の自衛隊誘致、配備の件ですけれども、今どうですか。さまざまな問題が出てきて、この国の一処理概要にもありますけれども、国の対応に変化はありませんか。どうなっていますか。

○又吉進知事公室長 変化といいますか、先般出されました新防衛大綱、あるいは中期防衛力整備計画におきましては、いわゆる動的防衛力といった考え方が示されているわけでもございまして、政府は島嶼防衛というものにかなり焦点を当てつつあると感じております。

○照屋守之委員 尖閣諸島の問題が出て、沖縄県の国境離島ということで、非常に今、領土問題も含めて厳しくとらえているのですよね。これをあいまいにしておくと、6月には中国漁船が1000隻、大量にやってくるという情報もあるのだけれども、ただそのときに一今は県のほうは国の対応待ちだということで、国に任せているわけだけれども、私はこの離島圏、自分たちの領土の問題も含めて、石垣市長もああいう形で頑張っているのだけれども、ここはしっかりど

う考えていますかと。我々県民に対して不安を与えていますよということで、この問題については、県民に対してどういう形で安心を与えるかということを経験する必要があるのではないかと思うのですが、その辺の意見交換などはされていませんか。

○又吉進知事公室長 具体的にこの問題に絞った意見交換については、まだ不十分な面があるかと思えます。また、尖閣諸島を抱えている石垣市長とも一私はお会いして、お話をしたこともございますが、もう一つ、そういう地元の意見というものを聞く必要はあろうかと思っています。

○照屋守之委員 自衛隊の配備については、県民感情も含めてさまざまな—これまでの歴史的な経緯も含めて、いろいろあるのは当然ですよ。ただ、現在沖縄で起きていること、世界で起きていること、あるいはまた大震災も含めて、ああいう対応等々も含めて—10万人ぐらい自衛隊を動員しているわけでしょう。そうすると、我々は自分の都合のよいときは自衛隊どうのこうのと言うけれども、いざそういう有事、何か問題が起こってくると、この人たちがやるのは当たり前だと言うわけよね。だからそういう問題が起こらないと、そういう必要性—ありがたみというのがわからないわけよ。だから今、自衛隊は沖縄では非常に複雑な思いをしているわけ。反対されて—我々は認めて、あなた方に頑張ってもらって助かってますということなのだけれども、こういう尖閣諸島を抱えた我が沖縄県を守っていくという観点からすると、もっと踏み込んだ形で—今、国がどういう形で国を守ろうとしているのか、あるいは我々沖縄、離島を守ろうとしているのか。そういうことを含めて突っ込んだ形で議論する必要があるのではないかと思えますけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるとおりでございますが、自衛隊が何をしているのかということなのではございますけれども、一義的には我が国の防衛といったものを担っていると。しかしながら我が県においては、やはり急患輸送でありますとか、あるいは災害対応といった側面もございます。また、尖閣諸島の問題で言えば、地元の漁師が大変不安を持っているという情報もございますが、その一方で、中国とは長い歴史を通じて、一定の友好関係を保ってきたこともございます。したがって、そういったことをいろいろ勘案しながら検討していく必要があるかと思っておりますが、本会議で知事が答弁しましたように、やはり十分に地元の理解を得て、自衛隊の配備等は進められるべきものだと考えております。

○照屋守之委員　ですからそれは当然ですよ。地元の理解を得るのはもちろん必要です。だからといって—そういう反対というものも含めて、本当にそのままほったらかしにして、事が起こったときにどうしますかという問題なのよ。すべて反対だから、そういうのは必要ないとなれば、そのときにだれが責任を負いますかということになっていくわけよね。これは我々の問題ではない。外の問題ですよ。外国との問題—国内でしたら、ちょっと冗談じゃない、あなた考えたほうがよいよと話ができますよね。ところが、向こうの都合で我々沖縄が、日本がということになっていけば、これはもちろん地元の同意は必要ですよ。必要ではあるけれども、また別の観点で、県としてはその対応というのが必要ではないかなと思うのですよ。ですからそこをどうするか、非常に大きな課題ですよ。中国との問題も非常に大事ですよ。そのときに我々日本が、今までのようにすべてあいまいにしてきて、いかげんにしてきたからそういう問題が起こってくるわけですよ。ですから我々日本はもう少し毅然として、外交という面ではきちっとやっていく。米国の問題も不満があれば、米国に対してきちっとやっていく。今、そういうものが求められているのではないかなと思いますね。どうですか。

○又吉進知事公室長　おおむね委員がおっしゃっていることと重なると思うのですけれども、何度も何度も県議会等で答弁しておりますのは、やはり外交、安全保障に対する国民的議論が足りない。結果として、沖縄は米軍基地において大変な負担を負わされておりますし、また、自衛隊の配備についても、やはり我が国として国際情勢にどう対応していくのかというところもまだはっきりしない部分があると。したがって、そういう国民的な議論の中から、沖縄に対してどういう一手当てといたしますか、施策をとるかということが説明されなければならないと考えております。

○照屋守之委員　ですから私が言うのは、県としても毅然とした態度を持つというのであれば、それだったら皆さん方、国の責任でしっかりやれと言えいいわけよ。そういうことを国にしっかり責任を預けて、どうぞあなた方の責任ですからしっかりやってください、国を守ってください、離島を守ってくださいということを毅然として要求すればよいのですよ。ありきたりのように全国民の合意形成がどうのこうのと言ったら、いつまでたっても解決しない。要は今の尖閣諸島の問題とか、離島をどう守っていくとか、国境をどう守っていくとかという非常に目先の課題については、しっかり皆さん方の責任でやってく

ださいよ、我々はなかなかそういう対応はできませんよということをはっきり申し上げて、どうぞあなた方の責任でやってくださいということで、しっかり国に対して要求をしたほうがよいのではないかと。はっきりさせたほうがよいのではないかと。そうしないと問題は進展しないよ。解決できないよ。どうですか。

○又吉進知事公室長 今政府に対して、去年9月の事件ですか、あれが起きた後に当方から申し上げたのは一ちょっと正確な文章は忘れましたが、やはり漁民を初めとする県民生活にこのような事件が及ばないように、政府としてしっかり適切な処置をとるように求めるということでございまして、今委員がおっしゃった毅然とした対応を求めているわけでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 陳情番号といたしますか、ページで言うと2ページ、8ページ、10ページの旧軍飛行場用地問題関係の陳情について質疑をいたします。本会議でも、予算特別委員会でも質疑をいたしました。そもそも論なのですが一ちょっと聞いてみたかったことなのではございますけれども、この問題が知事公室所管であるという理由、なぜそういう経過になったのか、御説明いただけますでしょうか。

○又吉進知事公室長 私の承知している限りですけれども、この議論はやはり国会議員でありますとか、地元の地主一いわゆる旧軍地主の声が高まったことによって県が動いたということは否めません。当初はなかなか所管が難しいところがございまして、総務部の総務課が持っておりました。これはそういった一括した仕事、なかなか所管が決めにくいところにつきましては総務部の総務課で調査を行いまして、地主の数でありますとか、地主の現状とか経緯等々について調査をして、その報告書がまとまっております。その後戦後処理という観点から、知事公室が担うということで現在の所管が決まっていると。そしてプロジェクトチームが基地対策課に置かれているという状況でございます。

○上里直司委員 この陳情の趣旨として、特別枠という考え方を持ってきて、それで充てるべきだと訴えています。戦後処理で並ぶ事業としては不発弾等対策事業があるのですけれども、これは国から来た補助金というのは、または基金に入れられたものについては、県が幾分か負担している割合はあるのでしょ

うか。

○又吉進知事公室長 裏負担がございますけれども、裏負担の分につきましては地方交付税措置という格好になっておりまして、実質的に県の負担はないと。

○上里直司委員 どうしてもやはり解せないというか、理解ができないのは、他の戦後処理事案及び戦後補償問題というのは、総じて国の責任であると。県の立場も国の責任であるということは一貫しているわけなのですね。その点で言うと、この事業だけは一確かに補償ではないし、慰謝事業でもないという中で、なぜその負担を県と市町村が担わなければならないのか。これについて見解をいただけますでしょうか。

○又吉進知事公室長 この事案につきましては、ある種処理の時宜を逸してしまったという認識がございます。これは復帰前の土地区画整理のときにできれば解決していただろうといううらみはございます。ただ、復帰後その補償といった観点一司法判断が出まして、行政として理にかなった手当てというのが非常にしにくくなった事案でございました。この問題の解決に当たっては、地主会、あるいは当該市町村と何度も話し合いを重ねてきまして、地主のために、現実的に今置かれている制度等の範囲内で何ができるかということで、今のスキームが決まったということでございます。

○上里直司委員 実は予算特別委員会が開かれたときにも、所有者不明土地に対する総務部の取り組み及び新しい制度要望に盛り込んでいるわけなのですね。その調査費を全額国で見よという話をしているわけなのですよ。これも同様に復帰前の整理ができなかった一復帰前でもできなかったし、戦後すぐにもできなかった事案なのですね。そう考えると、皆さんは嘉手納での裁判で最高裁判所決定を受けているから、すべて接收された原因と結果については因果関係があって、ちゃんとした取引に基づいて国に引き継がれたという立場を国は言っているものの、当然県は地主会の立場に立って、これまでいろいろ聞いてきたと思うのですよ。その意味からすると、やっぱりどうしても地主会の皆さんの立場に立って、他の戦後処理の事案と同じような形で国に求めるべきではないかなと思うのですけれども、改めてこの時点では、困難であると言われており、ということなのですけれども、そういうことを国に調整しようというお考えはありますでしょうか。

○又吉進知事公室長 これは、国と調整をいたしまして、当初は政府の責任ということをお認めさせることもすごく時間がかかっております。これは国の所管もほとんど決まっていなかった中で、今内閣府が手がけているわけですが、その中で何度も何度も—これは国会議員の努力も当然あったわけですが、そういう中で市町村とも話をしまして、やはり補償的、あるいは慰謝的な—直接慰謝になるような事業というのは極めて困難であるということはおございました。ならば、この事業を行うことによって地主に負担をかけずに慰謝を図るという観点で、この事業を行うことになったわけでおございます。

○上里直司委員 その特別枠を要求することは困難であるという立場は、私もずっと質疑をしているので理解はしていますけれども—皆さんのスタンスですね。ただ、どうしてもやっぱり戦後処理ということで並べると、やっぱり国にも問題があるし、その問題を追及する意味でも、地主の負担どころか県と市町村の負担もなくすべきだろうと私は一貫して思っています。それで確認したいのは、この処理概要でも平成19年11月に県・市町村連絡調整会議が開かれ、そのときの方針について述べられているのですけれども、直近の県・市町村連絡調整会議はいつ開かれたのか。そこでどういう確認をされたのか。そこをお答えいただけませんかでしょうか。

○親川達男基地対策課長 昨年、平成22年8月に県・市町村連絡調整会議を開催しております。そこでは従来、この事業の期間を沖縄振興計画の期間—平成23年度までということでおございましたけれども、この事業を行う上で、4つの地主会については現在事業が進展しているところでおございますけれども、いまだに5つの地主会の皆さまにはまだ御理解いただいていないということがおございましたので、その県・市町村連絡調整会議においては、この事業の期間についておおむね3年程度延長して、引き続き地主会の理解を得ていこうということで、昨年8月にこの会議を開催しております。

○上里直司委員 私の認識では、当然新年度—平成23年度で終わるものだと受けとめていて、又吉知事公室長の答弁でも平成26年度をめどとしてという話があったのですけれども、この3年というのは、なぜそういう期間になったのか。国との調整なのか、事情を勘案してなのか。その3年になった背景等について御説明いただけますか。

○又吉進知事公室長 細かい詰めということではないのですけれども、話し合

いの中では、まずその事業を検討するのに1年、それから仮にそれが箱物になった場合は設計等に1年、そして最終的に建設という、おおむね3年ぐらいをというような議論でございます。

○上里直司委員 国のほうも了解しているというか、そういうスタンスなのですね。

○又吉進知事公室長 了解しております。

○上里直司委員 そこで、市町村から先行的に事業を実施ということで、この会議でも方向性が決められているのですけれども、どうしてもその事業の性格と地主会の皆さんが提案する内容というのが、当然その当該市町村に当てはまらない場合もあるわけですよ。今、実際聞いているのはそういうケースもあるのですけれども。ここも再三繰り返し—やはり市町村が担っていくのだという話をしておりますけれども、残り3年間である程度決着をつけたいという意思も示されているわけですから、そこの市町村に—当然方向性はそうかもしれないけれども、事情を勘案して県が直接実施するというか、そういう柔軟な考え方には立てないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃることは大変よく理解できるところでございます。ただこの事業は、ある種ケース・バイ・ケースというのですか—例えば伊江村ではフェリー、それから読谷村では農業、それから宮古島市ではコミュニティセンターというように、非常に幅広い—ある程度地主の声を聞いた上で、実施している事業でございまして、そういう意味では、市町村で十分吸い上げていただけるものだと考えております。

○上里直司委員 ですから、それぐらい幅広い事業で、事業も多岐にわたるわけですから、いろいろな形でその事業は展開されていくと思うのですね。市町村で十分だと言わずに、ぜひ県でどれだけ事業ができるかということも改めて検討していただきたいと要望しておきます。これ以上の質疑は—恐らく皆さんの見解もあるでしょう。ぜひそのことも検討していただきたいと重ねて申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今回の陳情と関連しますけれども、新たな沖縄振興計画に戦後処理事案として、これまでの沖縄振興特別措置法でせつかく明記された旧軍飛行場用地問題について、どのように積み上げていくかということについてお聞きしたいのですけれども、ただ3年延長するというのではなく、新たな沖縄振興計画への新たな取り組みも含めて、もう一度、県自体がこのことをしっかりと整理し直す必要があるのではないかと私は思っているのです。ですから平成23年度で終わらないから3年は延長して、その間に地主会や市町村からの要望に応じて予算化していくという、消極的ではない新たな沖縄振興計画に対する取り組みが必要ではないかと思うのですが、それについての県の認識を聞かせてください。

○又吉進知事公室長 この特定地域特別振興事業というのは、御承知のように旧軍飛行場用地問題の一定の解決を目指すということで進めている事業でございます。一定の解決がこれで図られるということでございます。ただ、当然ながら今委員がおっしゃったような情動的なもの、あるいは地元的意思というものは残ると思いますので、新たな沖縄振興計画との兼ね合いについては、議論する必要はあろうかと考えております。

○高嶺善伸委員 ぜひ、期限が来たから終わりではなくて、戦後処理というのは、もともと国の責任においてきちりと責任を果たすべきものであって、それに対する窓口としては市町村にまたがっていたり、地主会としても県を頼ってくるわけですので、引き続き解決されない戦後処理事案については、新たな沖縄振興計画の中でどう議論するかということに決して積み残しがないように、しっかりと最後まで国にこの問題の責任を求めていくということで、どれぐらいの期間がかかっても、納得できる戦後処理をしてもらうのだという姿勢を私は堅持してもらいたい。この決意をもう一度確認して、質疑を終わります。

○又吉進知事公室長 そもそも旧軍地主の方々の御苦勞、心情から発しているこの事業でございますので、やはりそういう方々に極力理解していただけるような事業、あるいは新制度の検討といったものは引き続き進めてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明者等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る東北地方太平洋沖地震に対する県の対応についてを議題といたします。

本件について、知事公室長の説明を求めます。
又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております東北地方太平洋沖地震に対する県の対応につきまして、御説明いたします。

3月11日14時46分ころに発生した東北地方太平洋沖の地震と津波により、岩手県、宮城県、福島県を中心に大きな被害が出ており、死者・行方不明者2万人以上、30万人以上の方々が被災されているとのことでございます。

本県では、災害発生同日16時に知事を本部長とする危機管理対策本部会議を開催し、本県全域に発令された津波警報への対応を行うとともに、被害状況や県人の安否につきまして、情報収集に努めるといったことを行いました。

翌日、3月12日の同会議においては、各部局からの情報の確認を行うとともに、被災状況に対応した本県の支援策について検討してございます。

さらに、3月14日に東北太平洋沖地震沖縄県支援対策本部―支援対策本部を立ち上げ、より具体的な支援策の検討を行っております。

あわせて、課長職による対策本部幹事会や班長職によるプロジェクト会議を毎日開催してありまして、被災地への支援物資の送付につきましては、市町村や企業からの支援物資を集積し、搬送を担う自衛隊や民間輸送機関に引き渡す被災地支援センターを設置し、対応してございます。3月16日には、福島県へ生活支援物資の輸送を開始したところであります。

また、3月18日、今後、被災地から全国各地へ避難・移動する被災者がふえていくことが予想されることを踏まえ、知事が数万人規模の被災者の本県への受け入れを発表し、岩手、宮城、福島の各県に伝達するとともに、被災者支援ワーキングチームを設置しまして、市町村や民間と連携しながら短期的・長期

的な受け入れ態勢の整備をしていくこととしております。

3月21日には、対策本部会議を開催いたしまして、短期的・中期的な被災者の受け入れについて、部局長レベルで調整してございます。

以上が、これまでの県の対応であります。

今後、状況によっては、数万人規模の被災者が避難・来県されることも想定いたしまして、東北関東大震災支援協力会議—支援協力会議を来る3月25日に—これは県内各界100団体以上の参加を求めているところでございまして、議会も含まれております。こういった形で各市町村、議会、民間団体等と連携を図りながら、県民が一丸となった被災者の受け入れ体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより東北地方太平洋沖地震に対する県の対応についてに対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 今、支援対策本部をつくっているということですが、支援協力会議もですが、数万人受け入れると知事が表明しておりますけれども、各市町村においても受け入れ体制—県営住宅や市営住宅を活用するとか言っておりますけれども、その辺の状況はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 現在進めておりますのは、短期的に2カ月の当面一着のみ着のままというのですか、そういう形で来る方々につきましては、ホテル等の宿泊施設を提供する。これで短期的な対応を行うと。この2カ月の間に県、市町村等が連携しまして、半恒久的な居住、あるいは避難等の被災者対策を行っていくという二段構えで今考えてございます。その際には、当然ながら民間団体、あるいは市町村とも連携してまいることとなります。

○島袋大委員 被災地の方々を受け入れるということは非常によいこととあります。知事が思い切って宣言したのは、僕は非常によいと思っております。し

かし、この受け入れる体制で非常に気になるのは、被災地一要するに建物を崩壊された住居を持っている方とか、あるいは父親を亡くした、母親を亡くした、両親を亡くした子供たちとか、そういう方々を受け入れる優先順位と、あるいは建物は壊れていないけれども、余震が続いて宮城県、福島県、岩手県を離れた当該地域の方々も沖縄に来た場合なのです。その辺の住居を求めるときの優先順位ですよ。そういうカリキュラムとか、そういったものは県は支援対策本部の中でいろいろ議論されているのですか。

○又吉進知事公室長 これは大変重要なところでございまして、どういう方々がどの形で来るかというのは、なかなか見えない部分がございます。ただ現在、具体的には岩手県とお話をしております。岩手県沿岸部の特に大変被害が激しいところから、社会的弱者というのですか—お年寄りとか、子供とかをまず考えられないかという相談がございました。ただ、どこでそういう方々のニーズを踏まえるかとなりますと、ちょっとこれは調整が必要でございまして、現在この3県とは東京事務所を通じまして一現場になかなか連絡がとりにくいものですから、その条件でありますとか、我々の意思でありますとか、そういうところをお伝えしているところでございます。

○島袋大委員 そこが非常に大きなポイントになってくると思うのですよ。被災地に確認しても役所が崩壊して流された地域もあって、確認ができない場合もありますよね。ですから今、東京事務所を通してそういった確認ができるかという精査をしなくてはならないと思っています。その辺はしっかりと—カリキュラムでないですけども、大変な苦勞をしている方々ですから、受け入れるのは非常によいかもしれませんけれども、本当に住居が必要な方とか、本当に学習支援が必要という子供を優先して受け入れるというのは、そういう支援対策本部をしている中で、各市町村にもどんどん伝達をしっかりとやらなければ—全部ウェルカム、よいことだということで、各市町村で受けるのもよいかもしれませんけれども、その度合いの順位をしっかりと考えれば、支援対策本部を中心に議論していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 まず支援対策本部で受け入れを表明したときに、沖縄県市長会会長の翁長那覇市長と、それから沖縄県町村会長の城間南風原町長にオブザーバーで参加していただきまして、市町村も一緒になって支援対策を考えるということを確認してございます。したがって、委員が御指摘になりました、そういう方々をどう受け入れるかというのも、当然ながら市町村も交え

て議論していくということになります。

○島袋大委員 あと1つですけれども、補正予算を組んだりとかいろいろやっていくと知事も表明しておりましたけれども、私はいろいろ補正予算を出すのはよいと思っておりますけれども、しかし、新年度に向けて我々も137万人の県民を抱えておりますから、そういった面で考えれば、我々も大変な懐状況になってくると思うのです。私の提案としては、我々、各県議団もそうでありますが、義援金を募って募金活動をしておりますけれども、これは日本赤十字社一赤十字を通したり、ユニセフを通したりといった形でやっておりますけれども、集めた義援金は、実際赤十字とか、ユニセフとかそういったところでプールになっていると思うのです。被災地のほうにはまだ届くわけにはいかなくて一パイプができていないから非常に厳しいと思うのですけれども、沖縄県は独自で東北地方太平洋沖地震に対する基金をつくって、沖縄県は義援金を基金に全部入れて、これから予算的に一要するに教育に使うとか、宿泊に使うとか、そこから充当して予算に使っていくとか、残った基金はしっかりと被災地の皆さま一要するに宮城県、福島県、岩手県の方々に送るとか、そういうことも考えないと。みんな一番南だから来ようという気持ちはわかりますけれども、しっかりとした予算も考えるためには、今やっている義援金の募金活動を沖縄県独自の基金としてつくって、そこに一たん全部入れて、そこから配分するような形でもよいのではないかなと私は思うのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 大変重要な御提案だと思います。財政負担というものは、当然議論されてしかるべきでございます。今、政府からもなかなかはっきりした対応について具体的なものが示されていないのですけれども、例えば3月18日に片山総務大臣が全国知事会会長に対して、必要な財政負担に対しては当然事後的な対応を講じるので、引き続き被災地への支援をお願いしたいという文章が出されております。さらに3月19日には厚生労働省の社会・援護局から、広域にわたる避難が行われた場合は、県域を越えた部分の災害救助費等も国庫負担の対象になるとか、幾つか政府が責任を持って見るという文章も出始めております。ですから、そういったものを勘案しつつ財政面では対応していくと。さらに委員の御提案であります基金、あるいはその新たな義援金の枠を設けるといったことも検討の対象になろうかと思っております。

○島袋大委員 ですから、今おっしゃったように国の動きが一国もいろいろな面ではたばたして、どうしたほうがよいかを模索していると思っておりますけれども、

知事もそういった形で受け入れ体制をしっかりとやっていくと宣言したわけでありますから、この財源に関しましても2本柱で一沖縄県はそういった義援金の基金をしっかりとつくて、国からおりるものに関してはそれでよいかもしれませんけれども、2本柱で走らせたほうが非常に対応できるのではないかなと思っていますから、その辺をまたしっかりと検討してほしいなと思っています。私からは以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 今までの流れの中で、県は当面3000人を受け入れるとおっしゃっておりますけれども、本当におっしゃっているように、どこから一避難をしたい人と受け入れの体制がきちんと整わないと、本当にきちんとした避難ができないということも含めて、ちょうどもう新年度ということで子供たちが新学期を迎えている現状がありますよね。石垣市では1000人ぐらいの受け入れを表明しておりますし、伊江村では100人ですとか、あと県ユースホステル協会ですか、そういうところも100人ですとか、それぞれの団体が表明をしていく中で、その子供たちを受け入れると新学期に当たりまして、今度は教職員の配置ですとか、そういった現状がすぐに来るわけですよ。そういったことを考えると、教育庁の皆さんとの連携ですとか、それから法的な整備ですね。例えば、学校関係でしたら4月1日を基準とした教職員の配置ですとか、そういうことがあるわけなのですけれども、そういう法的なものをクリアしていくということも必要だと思いますので、そういったコーディネートをしっかり県がやっていかないといけないと思うのですけれども、その辺の現状としてどういう形で進められているのか、お聞かせください。

○**又吉進知事公室長** これは全庁的なワーキングチームが立ち上がっております、そういった面でも議論しております。ただ、県の受け入れ方針を示したわけなのですが、その中では、やはり被災者に対しても県民と同等の行政サービスを提供しなければいけないという考え方がございます。したがって、今後、先ほど申し上げましたように、県民または各団体を巻き込んだような組織の中で一当然市町村の教育機関でありますとか、あるいは福祉、それからPTSDへの対応でありますとか、多岐にわたった手当てを行う仕組みをきちんとつくっていかうということで、現在3月25日に立ち上げを図ろうとしているところでございます。

○山内末子委員 先ほど島袋委員のほうからもありましたけれども、やっぱりそこには予算が必要になってくるわけですね。例えば、先ほどから言うように、4月1日には40人学級の中でこれだけいました。ところが今回の場合は、避難する方々が確実に来るという状況があるわけではないですか。そうなったときに、本来でしたら学校現場ではそのままの—これまでの法的な中でですと、50人であろうが4月1日が基準ですので、そこをクリアしないといけないところ、そういった状況を国ともセッションしていかなければなりませんし、そういう細かいことですか、今言う子供たちへの対応で—カウンセリングですとか、スクールソーシャルワーカーですとか、そういうことも含めてこれまで以上の予算を確保しないといけないというところをいかにどうするかということ、国に—実際に子供たちはここでずっと—、二年間、沖縄県で支援しますからというところで積極的な対応が必要になってくると思うのですが、これから3月25日に向けていろいろと専門家の皆さんも含めて対応していくかと思うのですけれども、もう少し具体的にできるのかどうかも含めて細かい作業をしないといけないと思うのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 今委員のおっしゃった細かい作業というのは当然必要でございます。これをやるべく組織を広範囲に立ち上げているわけですが、ただ、現在は緊急事態といいますか、とにかく食事、それから布団とか、そういったものが不足している状態でございますので、まずそういった方々を受け入れるということを岩手県とは具体的にやっております。今、御提案をそれぞれ3県にはしているところでございまして、まだ具体的にこうしてほしいというものが—先ほど岩手県からは一部あったのですけれども、出てきておりませんので、しっかり早目にニーズをとらえて、具体的な議論につなげていきたいということでございます。

○山内末子委員 国からはまだ、本当に何の提示もないのですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げたような総務大臣の談話とか、あるいは厚生労働省の通知といったものでございまして、具体的にこの手当てを全国的にどうするかという方針は、まだ示されておられません。

○山内末子委員 組織的なところもそうですけれども、県民がとにかく自分の家でも受け入れたいとか、何かをしたいという県民の思いがなかなか行政に伝

わらなくて、今どうしていいのかわからないという皆さんが沖縄県民に相当いると思うのですよね。そういった意味での組織的なところと、個人的に一自分の家の離れがあいていますよとかということをとらえながら、どういう形で支援につなげていくかということですか、企業の方々でも、何人かは自分のところで就労支援ができますよとか、個人的にという方がとても多いのですよね。そういう意味でも義援金だけではなくて、個人で支援をしたいという人たち、そういう手を差し伸べたいという人たちの声をしっかりと支援につなげるような体制を、どうにか3月25日の支援協力会議でしっかり線を広げていって、多岐にわたる支援、また手厚い支援ができるような、沖縄県の意味を示せるような支援協力会議になることをぜひお願いしたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 先ほどから出ている義援金の取り扱いですが、今、企業を含めて9198万円が集まっているということは、既に県のほうで義援金をきちっとプールしているということですか。

○**又吉進知事公室長** 県が義援金、義援箱の募金の受け入れを表明しましたところ、企業あるいは個人の方からそれだけの額が集まったということでございます。

○**糸洲朝則委員** 正直一我々でも街頭募金をやって、持っているのです。これを公明党本部を通してやるのか、赤十字を通すのか、県とやるのか。そういう議論も実際やっているわけです。どちらが一番効果的なのかということと県の思いを被災者の皆さん方に伝えられる一番ベストの方法は何なのかということ、きちんと県のほうで方向性を定めて呼びかけをする、あるいはまた県議会もタイアップしてやっていくという、この辺をやらないと総体的な会議にはならないと思うのです。ですから、やるならやるできちんと一県議会でこういう議論をしているわけですから、それを基金として積み立てますとか、いろいろそこら辺の方向性を示したらどうですか。

○**又吉進知事公室長** この県民会議的なものですがけれども、今委員から御指摘のありました義援金をいかに集めてどう活用するかという話、それから先ほど山内委員からもございました民泊をどうするかという話とか、やはり役所だけ

ではなかなか思いつかないことを民間の方々の知恵を拝借して、一緒に議論しようということでございます。したがって今この御質疑につきましても、いろいろな方の御意見を聞きながら早目に進めていくということをやりたいと考えております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 取り組むことが多岐にわたるので—もう既にボランティアなどの派遣、あるいは公的な人たちの派遣もされている。それから地域で取り組んで—現時点で県でどうしようかということでは、必要な未使用の毛布とか、生理用品とか、おむつとかいろいろ言われていますが、実際に地域で物資を集めるとなると—市町村もやっていますが、我々が集める場合でも多岐にわたって、あれもこれもということは実際にはできないので、一番やりやすいのは未使用の毛布とか—結婚披露宴でたくさんもらってきて、使えなくて未使用のまま置いてある毛布なんかあったりしてね。そういうものとか、タオルとかわざわざ買わなくても、新しいものを集めるのはそういうものだったりするけれども、これを集めたときに、現時点で被災地にどう送るか、これがどういう状況にあるのか、沖縄県はそれをどうしようとしているのか。そして実際に、今度は被災者や避難者を沖縄で受け入れる場合にも、こういう物資は必要なのですね。県内でも必要になってくる。送るだけではなくて、沖縄にもないと一人が来ましたから、また県内で集めましょうという話になってくると思うのだけれども、今、県は実際にそこら辺を含めた物資の取り扱いにどう取り組まれているのかというのが1つ。

もう一つは、被災者の受け入れに当たっては、知事が思い切って数万人と言ったけれども、実際に市町村レベルでも調査をしているようですが、それは集約されているのか。各市町村や民間あたりが、自分たちはこれぐらいの受け入れが可能というのがあると思うのですね、いろいろな施設等を含めて。中には沖縄市室川のように団地の建てかえの予定であいてるところに何百世帯入れるとか、こういったものも含めて一定程度は集約できているのかどうか。集約できているとしたら、現時点でどれぐらいなのか。そして、実際に受け入れていくとなった場合には、先ほど話がありましたように、その人たちへの財政的な支援もどうするのか。先ほど話があった民泊した場合、民泊を受ける人たちが自分たちで責任を持って、食事も、医療も、服も全部やることになるのか。そこに何らかの補助が出るのか。ここら辺も今、検討課題になっているのかどう

か。そこら辺をまとめて話してもらえませんか。現時点における県としてのそういう支援策の基本的な考えがまとまっているのであれば、それを説明していただきたい。

○又吉進知事公室長 結論から言いますと、まとまっている部分もまとまっていない部分—取り組み中のものもあるということですのでございます。支援物資につきましては、送る際にいろんなチャンネルで—一部、生徒の方もおやりになったと聞いておりますけれども、やはり東京から先に送るのが大変困難であったということがありまして、これは防衛大臣がいち早く表明されて、自衛隊が各県で集約したものは、自分たちが責任を持って運ぶというスキームができました。それで沖縄県は那覇市安謝に倉庫を借りまして、そこに支援センターをつくりまして、市町村からそこに持ち込んでくださいと。そこに自衛隊が取りに来て—既に4便ぐらい飛んでおります。市町村は市町村で、それぞれの市役所とか、公民館とかに集めてくださいということで、これは順調に回っていると理解しております。

それから、被災者に対してどう支援していくかということなのですが、これは実は今3000人を当座と考えておりますが、まず数百人—150人とか、200人を送りたいというお話が来ております。これは岩手県ですけれども、先ほど申し上げましたように、社会的弱者からということでございますので、当座はやはり宿泊施設を考えているのですが、宿泊施設は1万人ぐらいはあきで可能だと。したがって、しかるべき財政上の手当ができれば、そこは確保ができるというめどがついております。その上で当座—2カ月以降のニーズ、あるいは各市町村が提供できる住宅等を検討しまして、必要ならば仮設住宅をつくるとか、そういったことをやっていきたいということでございます。また、民泊とか、そういったものに対して個別にどう手当をするかということについては、まだ財政的なスキームができておりませんが、やはり考え方としては県民と同等の行政サービスを提供するという考え方で、市町村とは十分話をしていきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 現地にはなかなか国会議員も入れないということで—ガソリンもないし、住民を通り越してできないと。とにかくそういう面では人を探す場合でも、やはり地元の人を探せる人ということで、うちの場合も事情を聞いて

たらそうになっていて、まず、もっとも具体的なのは救援募金ということで、先ほどありましたようにいろんなところでやっていると思いますし、私どももやっていますけれども、本当に高校生からお年寄りから気持ちだということで、多くの人がやったとあるのですけれども、やはりそういう面では、その義援金を全県的に集めて、それを支援するという意味で先ほどいろいろなものがありましたけれども、今後の対応など県としても大変な財政的な負担にもなるだろうし、そういう面では、県では率先して集める義援金の目標について今のところあるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 特に上限とか、目標といったものはつくっておりません。

○前田政明委員 今、現地と申しますか、被災地から沖縄に来られている方は具体的に何名ぐらいおられるのですか。

○又吉進知事公室長 これは把握が非常に困難でありまして、ちょっと数字そのものは把握できておりません。ただ、土木建築部に県営住宅の相談に来られた方が43件で、4件ぐらいは成約したという話もございます。そういった情報を現在集約しているところでございまして、現在トータルで何人の方が来られているかというのは、残念ながら把握していない状況でございます。

○前田政明委員 この前、テレビですか一民宿の方が、無料で幾つかの家族をお呼びして、対応しているという温かいお話もあったのですけれども、これは非常に長期的な一国家的な事業として、5年、10年、20年かかるような、これまでにない大規模な災害ではないかなと思います。そういう面では、先ほど他の委員からもありましたけれども、急いで受け入れていかなければならないと同時に、沖縄県としても観光客が減るとか、野菜やその他でもいわゆる放射能その他で一特に沖縄はこれから夏とかで、野菜その他の供給が間に合わないような状況を含めて、かなりの影響が出てくるのではないかなと思います。そういう面では、改めてこれからの問題として考えるべきですけれども、皆さんは行政として、現在の状況に対処するという事で全力を尽くさなければいけませんけれども、やっぱり防災一災害に強いまちづくりと、そういう面では別途、大体どういう危機管理一そういうことの対応を考えているのでしょうか。考える余裕はないかもしれませんけれども。

○又吉進知事公室長 今委員のおっしゃったように、さまざまな分野で影響を

及ぼすだろうと県もそのように感じております。防災の件なのですけれども、これは地域防災計画をつくるに当たって、前提となる震度とかそういったものがあつたわけでございますけれども、恐らくこれは全国的に見直さざるを得ないだろうということでございます。それから、実は地震減災アクションプランというのを今年度中につくる予定だったのですが、恐らくその前提となる震度、津波の高さがかなり変わってこようかと思っておりますので、これは専門家、有識者に戻して、また改めてつくり直さなければならぬだろうと考えております。

○前田政明委員 先ほどありました、100団体に対して参加を呼びかける会議ですね、これはぜひ大事だと思います。そして、新たな問題として、地震、津波だけではなくて、原子力事故における国際原子力事象評価尺度の暫定値レベル5ということで一最高値がレベル7で、スリーマイル島原子力発電所事故と同じような状況という意味で、放射能の問題を含めてかなり問い合わせがありました。そういう面では、原子力発電そのものについても鹿児島県議会の決議など見たら、原子力発電に賛成してきた県議会として、改めてその安全性を確認する責任があるという決議になっているようなのです。今後はやはり全力を尽くして、あらゆる技術者を動員して、まずこれを抑えるべきだというのが私ども日本共産党の考えでもありますし、いろいろ提案もしていますけれども、これは人災であるけれども、原因究明は後でということでありまして。ただ、その放射能一福島第一原子力発電所の事故の状況を見て、皆さんとしてはどういう危惧を持っていますか。

○又吉進知事公室長 福島第一原子力発電所の事故が起きて以来、文部科学省がホームページでうるま市の放射能モニタリングの状況を公表しておりますので、私はそれを注視しております。幸い大きな変化はないということで、現在その影響は及んでいないという認識ですけれども、やはり、これは国策としての原子力政策でありますとか、そういうところに大きくかかわってまいりますので、私どももしっかり注視した上で、言うべきことは言っていきたいと考えております。

○前田政明委員 私は改めて、ホワイトビーチへの原子力潜水艦艇寄港一今の原子力というのは大体、原子力潜水艦艇がもとだと思っておりますけれども、そういう面では、前に皆さんがホワイトビーチへの核搭載艦船の寄港の有無についてという4項目などを政府に問い合わせしておりますが、今度の事故も含めて放射能、福島第一原子力発電所の事故の状況を見て、放射能の見えない恐ろし

さ一空気の中にある放射能のごみを吸うと内部被曝ということで、そういう面では、当面危険ではないという表現は、私ども国民に対して正確な話ではないなど。吸ってしまうと内部被曝で、これが何十年後かにまたいろいろな遺伝子的なものとしてあらわれてくるということは、原爆の被爆者の状況からそうだと思います。

ちょっと戻りますけれども、ホワイトビーチへの原子力潜水艦艇寄港の問題で、改めてもう一度この福島第一原子力発電所事故、被災状況を踏まえて、そのところの安全性などについての確認をどのように考えておられますか。

○又吉進知事公室長 原子力発電所と原子力潜水艦艇といったものは、状況は若干違うのでしょうけれども、しかしながらやはり放射能への恐怖といったものは共通してあるわけでございまして、引き続き政府に対しては、ホワイトビーチにおける原子力艦船の安全性といったものについてしっかり問い合わせてまいりたいと思っております。

○前田政明委員 私はやっぱり政府も含めて、お互いの自治体が税金をどう使うのかと。そういう面では、とにかく今は震災復興。そしてそこを救済すると。その関係で災害に強いまちづくりを含めてやっていくと思うのですけれども、そういう面では一ちょっと話しますけれども、新聞の投書欄に女性の方が、これだけ日本が危機になっているのならば、米国政府も思いやり予算を辞退してもらえないのかなという記事などがありましたけれども—これは米軍基地関係特別委員会でやるとして。そしてもう一つ、環境破壊の税金とか、そういう面では震災復興ということで、そこに全力を投入するということが非常に大事になっているのではないかなと思います。そういう面では消費税増税とかではなくて、やはり240兆円もある大企業のたまったものを出してもらおうとか、国民的な生活を守る対応が必要ではないかなと思います—これはもちろん私の意見です。

あと、県知事を先頭に皆さん頑張っていることを大変評価しますので、ぜひお互い力を合わせて、歴史的に経験のない—5年、10年、20年かかってやるべき新しい課題だと思いますので、お互い力を合わせて、その中で沖縄県ができる最大限の努力なり、奮闘していただきたいと思っておりますけれども、最後に決意を聞いて終わります。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃったように、歴史上かつて経験したことのない災害でございまして、それは本県においても同じでございます。今

後、さまざまな社会的な影響が長期的にわたって続くだろうというのが一般的な考え方でございますが、県民は一先般に知事が表明したときに、多少の不便があってもというようなことを申し上げました。これは一あえて申し上げたのは、痛みを共有していこうという考え方であると知事から聞いております。したがって、当面は被災地の支援というものに沖縄県としても全力を尽くしてまいりたいということでございます。そういう意味では、県議会の各議員の御協力も受けながら、3月25日に支援協力会議が立ち上がりますけれども、一丸となって取り組んでまいりたいということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** いち早く知事を初め執行部にそういう取り組みをしてもらって、すごいことだなと思っております。受け入れもそうですけれども一実は、私は3月11日の地震発生ときは東京にいました。ビルが揺れて、これはただごとではないなという思いがあったのですけれども。沖縄に帰ってきて、報道とか見て、これは日本がつぶれていくか、どうやって再建していくかとか、本当に戦後の復興ぐらいの気持ちでやらないと、ただ単に被災地だけの問題ではないなという思いがあって、その取り組みは非常に一行政だけに言うのではなくて、自分ができることはやりたいという思いがあって、現在考えているのですけれども。ここで非常に大事なものは、我々今一うるま市もいろいろ考えているそうです。いろいろ考えますよね。ところが、沖縄でどうやったほうが良いと考えていることと向こうが求めていること、これが非常に大事だと思いますよね。ですから、あそこが求めているものを対応していくことが非常に大事なことです。そこで、向こうの窓口はどういう状況になっていて、県民でいろいろやりたいと言う人がたくさんいる状況をどうやって吸い上げて、窓口をまとめてやっていくかということが非常に大事だと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○**又吉進知事公室長** 御承知のように、現地は大変混乱しておりまして、県庁に電話をかけてもむしろ大変迷惑だという状況であります。先ほど申し上げましたが、それぞれの県の東京事務所長に沖縄県の受け入れ方針をお伝えしまして、さらに、こちらに各県の県人会がありまして、そこが割と積極的につながをやっていただけるという話もございまして、そういった形で岩手県に関しましては、何とか県の担当者と一緒にパイプですけれども、連絡はとれまして、

向こうで考えていただいている状況です。宮城県、福島県に関しましては、なかなかそういう意味では連絡はとりにくいのですけれども、やはりそういう細かいパイプでも、地道なパイプで向こうの役所、あるいは県民に伝わるようにやっていく努力をしております。

○照屋守之委員 例えば、宮城県、福島県とかありますよね。こういうところは、例えば外からの対応といいますか、県とか窓口がまだ定まっていないということですか。

○又吉進知事公室長 なかなか一本化して、こういうことを求めたいという整理は、なかなかできないようでございます。

○照屋守之委員 恐らく自分たちの地域とか、県の対応だけで混乱していて、なかなか外に対するところまではいかないかもしれませんね。とにかく我々も含めて市町村も、全県挙げてやろうということを考えているわけですがけれども一人的な支援も含めてですね。一方では、そういう形で全県を挙げた取り組みをしますよね。もう一方では一先ほど言いましたが、被災地だけの問題ではないのですよね。いろいろな資材も含めて全部そこに集中していくから、日本全体の一経済も含めてしばらく非常に厳しい状況に陥っていくと思うのですよ。観光はもちろん非常に厳しくなっていくわけでしょう。いろいろな資材関係も全部あの辺を中心にとということですから、非常に大変なことですよ。ですから県は一もちろん被災地を中心にそういうことを考えないといけないけれども、同時に沖縄がどうなっているのかということも一方では見ないといけませんよね。私はその辺を大変心配しているのですよ。これは他府県も一緒だと思いますよ。一生懸命応援しないといけないということもあるのだけれども、自分の足元はどうなっていますかということになると、これからさらに厳しい局面は広がっていくのではないかと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○又吉進知事公室長 そういったいろいろな問題を整理して、見通しを立てるという司令塔が現在不在だというのは確かにございます。ただ、いち早く全国知事会が動いておりまして、まず窓口を担っていただいております。したがって、今後そういった社会的な影響でありますとか、あるいは全国の経済に対する影響といったものは、やはり全国知事会のような組織を通じて全国に浸透させるということが1つあるかと思っております。

○照屋守之委員 私も個人的に何か手伝いできることがないかなと思って、ある窓口を通じて、阪神・淡路大震災のときにボランティアで一生懸命やった方がいて、そのグループが今回も行くと聞いたので、きのう確認したのですよ。そうすると、まず人命救助とかそういう段階があって、今はまだこの段階なので一般の人に来てもらっても迷惑だということになって、対応できないわけですよね。ある段階、次の段階といろいろあって、この段階ぐらいになると我々も役に立つことができますよという話をするわけですよ。そこで、そのタイミングはいつごろですかと聞いたら、4月の後半ぐらいからは動ける体制ができるというわけですよ。ですから、我々も焦る気持ちはあるのだけれども、何ができるかということも一今、我々がここでできること、あるいは直接向こうに行ってできることは、やっぱりタイミングとかしっかり情報収集をして、そういうことをやっていく。できれば県のほうでも、そういう形で向こうの状況もある程度把握できて、県民がやりたいことに対して、今はこういう段階ですよという形での情報提供とか、そういうものができれば一番ありがたいなと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりでして、今当面の対策といったものをしてながら一これは相当長期戦になることが考えられるわけで、そういう現地のニーズをしっかりと踏まえながら、長期的なスパンで対応していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 又吉進知事公室長を初め担当課の職員の皆さん、本当にお疲れさまです。土曜日も、日曜日も、そして祝日もこの受け入れ支援について取り組んでおられる姿に、本当に敬意を表したいなと思っております。

それで、義援金の話が他の委員からも出ておりました。私にも地震が起きて直後に、義援金を送りたいのだけれども、どこにしたらよいのかという問い合わせがかなり来ました。義援金箱を店にも置きたいのだけれども、どこに問い合わせたらよいのかという話があったのですね。当然赤十字だとか、ユニセフだとかそれぞれの団体がいろいろあるのですけれども、先ほど出たように、私はやっぱり県が県の義援金箱をつくるべきであって、県民の皆さんには、ぜひ義援金をよろしくと幅広く呼びかけて、その受け皿一箱も置くぐらいの気持ちを持ったほうがよいかと思うのですね。ぜひそこは一これから検討されていく

と思うのですけれども、県で受け取るという体制をとっていただきたいという点が1点—これは要望です。

もう一つは、先ほど島袋委員がおっしゃっていましたが、基金の話です。私はその考え方もよいと思うのですけれども、ただやっぱり義援金は、直接被災地に送るべきだと思うのです。その経費については—政府がどれだけ出すのかというのは別としても、知事が身銭を切ってもという氣勢を見せて県民の先頭に立っていく姿、皆さんが頑張る姿というのは、必ずどこかの形で手当てができると思うのですけれども、義援金そのものは県民の素直な気持ちですから、私はそのまま届けるべきだろうと思っております。ここは私の意見ですので、ぜひ酌んでいただきたいなと思っています。

そして、最後に私が申し上げたいのは、今、支援対策本部の会議も開かれているのですが、ぜひ各課の職員—支援協力会議が立ち上がって、どういう構成になるかわからないのですけれども、ワンストップ・サービスではないですが、一つの部屋に物資の支援だとか、受け入れだとか、教育機関の受け入れだとか、送り出しとかを一つのフロアで見ることができるといった形をぜひとっていただきたいと思うのですけれども、そのあたりの構想というのはございますでしょうか。

○又吉進知事公室長 今御指摘のあったワンストップ・サービスにつきましては、この1週間は必ずしも十分ではなかったと思います。ただ、住宅は住宅、それから宿泊施設での受け入れと電話番号を決めて、それを公表しておりました、混乱は特にそれほどなかったと。実はきょう県庁内に1部屋確保しまして一県庁1階の、前に旅券センターがあったところですが、そこに専任の職員を13名配置しております。もう既に机があって一什器類はまだまだ不十分ですけれども、活動は開始しております。したがって、そこに代表電話を置きまして、ワンストップ・サービスをしていくと。まだしばらく、一両日中かかるかもしれませんが、それはやっていきたいと考えております。

○上里直司委員 もう一点。代表電話を置くという話につけ加えてなのですけれども、緊急的に5つの携帯電話等設置して、対応されて—緊急的な対応としてはこれはよいと思うのです。ただ、土曜日、日曜日、祝日については、県の代表電話から転送するとか、交換をするとかしないと、確かに用意はしてましますけれども、被災をされている方、困っている方というのはとりあえず県に電話をするわけなのです。さまざまな広告物、ホームページに書いてあるかもしれませんが、やっぱり先に県庁の代表電話に、何らかの形でアクセスすると思うのです。ですから、ここから転送するというやり方—もちろん代表電話は

代表電話で置いておくのですけれども、やっぱり休日の対応をそういう形で受け入れる、アクセスがしやすい形でぜひ取り組んでいただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 それは広報面も含めまして、いろいろやり方はあろうかと思えますけれども、土、日曜日もしっかり対応できるようにしてまいります。

○上里直司委員 あと1点。これは要望と指摘なのですけれども、あるテレビ番組を見ていると、テレビを見ている子供たち、新聞とか情報を見聞きしている子供たちが随分ストレスを感じているという話が紹介されていきました。私の周りの子供たちもすごく敏感になっていて—ストレスとまでは言わないのですけれども、そういう症状が出ている子供たちがいるのですね。ですから、被災地の支援も十分必要でしょうけれども、間接的な被害というのが報道等によって普遍しているような気がしていますので、ぜひ子供たちのそういう被害、ストレスというのが、PTSDも含めてそういう症候が見られれば、迅速な対応を求めたいと思っております。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、東北地方太平洋沖地震に対する県の対応について、知事公室長に対する質疑を終結いたします。

皆さん、これからも大変でしょうけれども頑張ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第60号外30件の審査を行います。

まず、陳情平成20年第150号を除く陳情30件について、企画部長の説明を求

めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室関係の陳情審査のときに、審査は終了していますので、御了承をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから3ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が29件、新規が2件となっております。

継続案件のうち、26ページの陳情平成22年第158号—美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情、28ページの陳情平成22年第169号—竹富町観光振興に関する陳情、及び29ページの陳情平成22年第192号—石垣空港発着路線の航空運賃低減を求める陳情につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

なお、27ページの陳情平成22年第168号は経過・処理方針等に変更がありますが、これから説明する陳情平成22年第158号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので説明を省略いたします。また、29ページの陳情平成22年第192号の変更内容の一部についても同じ内容がありますので、その説明についても省略いたします。

26ページをお開きください。

今回の実験結果を踏まえ、航空運賃の低減化については、次期振興計画の離島振興策の柱として位置づけ、移動コストの低減化を図るため、現在、国に対して新たな制度の構築を要望しているところです。

島嶼県沖縄においては、海上輸送航路の確保維持は、住民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であると認識しており、離島航路補助制度により、航路事業で生じた欠損額を国及び市町村と協調して補助を行っているところです。

先島航路の再開については、採算性や事業主体等の問題があり、困難な状況にあります。身体的理由により飛行機に搭乗できない住民等については、平成23年1月10日から琉球海運株式会社の貨物船内にある船室の一部を活用し、輸送できるようになったところです。

続きまして、28ページをお開きください。

離島間の船舶運賃の低減化については、次期振興計画の離島振興策の柱として位置づけ、移動コストの低減化を図るため、現在、国に対して新たな制度の構築を要望しているところです。

続きまして、29ページをお開きください。

交通コストの低減は、島嶼県である本県にとって重要な課題であり、小規模離島を対象に平成22年10月1日から航空運賃低減化の社会実験を実施しています。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

30ページをお開きください。

陳情第12号—住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情について御説明いたします。

政府は、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体にゆだねる補完性の原理の考え方にに基づき、地域主権改革を推進しており、昨年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定しております。

国の出先機関改革については、昨年末に閣議決定されたアクション・プランに基づき、平成26年度中の出先機関単位での事務・権限の移譲を目指して、地方との協議が進められており、一括交付金化については、平成23年度から第一段階として、都道府県分の投資補助金を地域自主戦略交付金として創設することとされております。

県としては、このような地域主権改革の進展を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像を実現するため、政府に求めている平成24年度以降の新たな沖縄振興の枠組みを構築し、施策の展開に必要な財源が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国の出先機関の事務・権限を地方が受け入れた場合の人材移管・財源移譲は、全国知事会を通して政府に要望しているところであります。

続きまして、31ページをお開きください。

陳情第26号—平成23年度高速道路の原則無料化社会実験計画に関する陳情について御説明いたします。

平成22年6月28日から物流コスト、物価を引き下げ、地域経済を活性化することを目的に、高速道路の無料化社会実験が実施されておりますが、実験開始後においては、財団法人沖縄県トラック協会が指摘しているように、沖縄自動車道では厳しい渋滞が発生しております。

このような状況を踏まえ、国土交通省は平成23年2月9日、沖縄自動車道については6月以降、休日は無料、平日は実験前の5割引きの料金を課金すると

いう内容の見直し案を公表しております。

他方、同協会に加入している事業者が、本県の物流に関して重要な役割を担っていることについては十分に認識しておりますが、自家用貨物車においても物流の一端を担っていることなどを考慮した場合、営業車のみを無料化について特別に取り扱うことは難しい面があると考えております。

同協会は、実証実験を所管する国に対しても同様の要請を行っておりますので、県としましては、今後の国の対応に留意していきたいと思っております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 26ページのところからお聞きしたいと思います。離島航路補助制度について、航路事業で生じた欠損額を国及び市町村と協調して補助を行っているところだと思いますが、今回の陳情のポイントになってきたのは、これまで宮古島と石垣島を結んでいた貨客船が廃止になっているということも踏まえた、再開に対する熱い希望があります。そこで当然、沖縄振興特別措置法に指定された離島には、宮古島と石垣島が入っておりますね。それを沖縄県が宮古島と石垣島は離島ではないという認識に立って、離島航路補助制度は該当しないということで取り扱ってきた経緯があるのですね。今の旅客航路事業というのは、国内どこを見ても赤字なのですよ。一定の支援策をしないと、新たな事業者がやるにしても厳しいのではないかと思います。ぜひこの機会に、宮古も5万人、八重山も5万人相当の定住圏一航空路利用者がほとんどでありますけれども、皆さんの説明では2万人ぐらいが旅客航路を利用しているということがありましたので、今後引き続き旅客船も就航するためには、離島航路補助として旅客部門の赤字部分については支援をするというスキームをつくらないと、なかなか再開は難しいと思われませんが、この陳情の趣旨からして、皆さんの対応について一今後改善をするのか、見直しをするのか、そこについてお聞かせください。

○川上好久企画部長 現在、離島航路補助制度につきましては、宮古島、石垣島が指定している離島ではないから対象にはならないということではなくて、補助対象航路の条件というのがございます。それから外れているので、対象にはなっていないという状況でございます。もう一つは、離島航路に対する補助制度というものをどのように見直していくのか。これまでも国のほうは、さまざまな新しい補助制度を準備はしているわけでございますけれども、なかなかそれが利用しにくい状況もあって、県でも実績がないわけでございますが、今般の新たな沖縄振興のための制度要望の中では、航空運賃、それから航路運賃についての提言のためのスキームを考えております。しかしながら、それは少なくとも航路が開設されているということが前提になるわけでありまして、その部分については、民間の採算性とか事業主体等の判断による航路の開設、事業の実施というものが無いといけないという状況になっていると理解しております。新しい制度の中では離島の航路、それから航空路線についての住民負担の軽減を図るための制度を要望するという状況でございます。

○高嶺善伸委員 新たな沖縄振興計画をこれからつくっていくわけですから、新たな法制度の仕組みも含めて、離島の持続的な発展のために、今、旅客船が走っていない宮古、石垣の旅客航路を確保する必要があるかどうかという認識を持たないと、全然前に進まないのですよ。もし、旅客船を就航させるという気持ちがあれば一既存の業者も、旅客船は赤字になるので運航することはできないと言っているのです。したがって、国の新しい支援を巻き込んで、制度的に就航できるようなスキームをつくらないと難しいです。したがって、県にやる気があるかないかというところに、僕は入り口があると思うのですけれども。もし、これを就航させるという県の考え方があれば、新たな沖縄振興計画の中に、これまでは高校もある、県立病院もあるから離島ではないと言ってきた宮古島と石垣島を、改めて持続的発展が可能な離島として一指定離島に位置づけられていますので、そこを位置づけて、就航のための取り組みを行うという明確な方針を国に示していくことが必要ではないですか。

○川上好久企画部長 離島県、島嶼県である沖縄県にとって、航路も、それから航空路線もその確保は非常に重要なことだと認識はしてございます。そのために今般の一今、委員が言われることは、有村産業株式会社の撤退後の旅客航路の確保についての話だと認識しているわけでございますけれども、これにつきましては、これまでも県はさまざまな方策について状況分析をしながら、ま

た、県としてできることは一生懸命やってきたところでございますが、基本的にはその航路を開設する事業者—主体をどのようにするのか、そのところで核となるものができないと、なかなか支援する体制ができないということがございます。これまで新会社への出資の話だとか、あるいは県から既存の事業者に対して呼びかけを行ったといったところでございますが、なかなか実現に至っていない状況でございますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、先島航路の存続は非常に重要な課題だと県としては認識してございます。そういうことで、これからは関係機関とも調整しながら確保について進めてまいりたいと思います。ただ、新しい法律の中で位置づけて、それが可能かどうかという話についてですが、今のところそこまでの議論というものは整理されていないわけでございますけれども、少なくとも事業者が出てきた場合はさまざまな支援のあり方は検討できるかと思えます。今回の制度の中ではそう考えております。

○高嶺善伸委員 それでは、1つだけ確認させてください。今まで企画部交通政策課を中心に、宮古島、石垣島の住民は、その1%しか船に乗っていない。したがって、飛行機があるのでそれほど不便を来すものではないという立場を繰り返し述べてきました。この姿勢を続けるのか。それとも、やはり旅客船も必要だという認識のもとに立って、旅客船の再開に向けて取り組むのか。どちらですか。

○川上好久企画部長 先ほども申し上げましたように、離島県、島嶼県—広大な海域に沖縄県の島々は散在しているわけございまして、航空路線も、それから航路もともに重要なものと認識しております。県としては、その復活を望んでいるわけございまして、さまざまな手当てを勘案しながら、努力をしてまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 よろしくお願ひします。

次に、航空運賃の低減化について—29ページなのですが、現在行っている小規模離島を対象にした航空運賃低減化の社会実験、私は画期的な事業だと思って高く評価しています。ぜひ、社会実験が終わった後の各離島への航空運賃、これは小規模離島のみならず県内離島の航空路を拡大するためには、現在の社会実験の枠組みの延長だけではなく、もっと抜本的な法制度か、スキームをつくる必要があると思うのですが、この後の—新たな制度の構築を要望していると皆さんは陳情処理方針に書いておりますので、主にどのような制度を想定し

て要望しておりますか。

○川上好久企画部長 現在、県が行っている新たな沖縄振興のための制度要望の中身としましては、離島住民の負担軽減のために、おおむね切り口としては4点あるだろうと考えております。1つは、離島における航空機燃料税の免除とか、軽減とか、そういう公租公課を減免して事業者のコストを下げることによって、その航空運賃の低減につなげていく方法等です。もう一つは、着陸料、それから航行援助施設利用料もそうですが、こういうもの。あともう一つは、航路、それから航空運賃について、陸続きではないという沖縄県の状況を踏まえて、鉄道運賃と比較した場合との差額を補てんするような仕組みができないのか。それを沖縄離島住民移動交付金（仮称）という形で制度要望をしているところでございます。それ以外には、現在ある離島航路、航空路の維持確保です。助成制度の構築ということで、現行の地域公共交通確保維持改善事業をさらに充実したものにはできないのか。この4点から運賃の低減策について、制度要望をしているところでございます。

○高嶺善伸委員 今の沖縄振興特別措置法の延長で公租公課の軽減率をさらに拡大するというのは当然読めるわけです。ただ、それ以上に鉄道運賃と同等の移動の権利を確保するとなると、新しい財政的な問題もありますし、制度もありますよね。それについて新たな沖縄振興計画に盛り込むために、その辺の実現性について、今、皆さんはどのような手ごたえを感じておりますか。

○川上好久企画部長 昨年末の沖縄政策協議会沖縄振興部会で、それは45項目の1つとして提案いたしました。これについては、内閣官房長官から各省庁に対して検討するよう指示が出たわけでございますけれども、これを踏まえて、実は1月の末から各省庁との意見交換が始まっております。2月、3月にかけて事務的な調整を進めながら、4月から8月にかけて制度を固めていくという状況になっています。今はまだ調整の最中だということでございます。

○高嶺善伸委員 わかりました。ぜひ頑張ってください。最後に1つ。今度は離島航路ですね。最近の原油価格高騰で運賃が非常に値上がりして、石垣島と西表島、波照間島、竹富島など大変な運賃値上がりで困っております。鉄道がないために、飛行機が離発着できる空港がないために船に乗らないといけなわけですけれども、離島航路の補助対象ではないものですから、ストレートに一すべて利用者に負担してもらっているため、鉄道の運賃よりはるかに高い運

賃を払って、離島を移動するという事になっているのですよね。そのように離島航路補助ではないが、鉄道運賃並みに移動ができるようにするためには、今の離島航路補助のスキームにはないものを新たに打ち出さないといけないと思っているのですよ。したがって、航空路のほかにそのような離島航路対象ではない離島航路の運賃低減問題、それもぜひ取り組んでもらいたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○川上好久企画部長 先ほど申し上げました沖縄離島住民移動交付金（仮称）の対象として、航空運賃だけではなくて、航路も含めて検討しているというところでございます。

○高嶺善伸委員 私は東日本大震災も起きて、沖縄振興のボリュームというのを大変懸念しておりますが、やっぱり国難的な復興は復興、沖縄の振興は沖縄振興で、しっかりとした訴えをしていくべきだと思いますけれども、この県民、離島住民の移動の権利を確保する提案は、大変画期的だと思っています。しかし、それを実現するためには、かなりの財源を必要とすると思いますが、机上の空論ではなく、実際に移動している県民、あるいは離島住民の負担からすると、どれぐらいの交付金を確保すれば鉄道並みの移動権を確保できるという想定で国と交渉しているのですか。

○川上好久企画部長 どのぐらいの利用度が出るのか、まだ想定できないのですけれども、現状であらあらの概算で申し上げますと、おおむね20億円弱ぐらいかなと見ております。

○高嶺善伸委員 実現のために頑張ってください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 1点だけ。資料の28ページ—竹富町の観光振興に関する陳情の石垣—波照間路線の休止とあるのですけれども、今高嶺委員からありました小規模離島等の運賃補助が行われている中で、こうして休止をしているところでも、一度支援をすることによって復活することはできないのでしょうか。

○川上好久企画部長 これは事業者がどう判断するかだと思います。航空路で

あれ、航路であれ、そこで開設されて運行しているのであれば、それを利用する人に対して補てんができるわけでございますけれども、その制度があるということ为前提にして事業者が再開するのであれば、それはそれで対象になるかどうかと思います。

○上里直司委員 ちなみに、事業者というのは琉球エアコミューター株式会社—RACですが、RACの株主の中には沖縄県も入っているかと思うのですが、どのぐらいの出資割合があるのですか。

○川上好久企画部長 3億9000万円—ちょっと端数は覚えていないのですが、約3億9000万円のうち、2000万円を出資をしているということでございます。

○上里直司委員 この会社—RACは他の出資者として、恐らく日本トランスオーシャン航空株式会社—JTAのほうも出資されていますよね。この件で質疑をすると、事業者の判断というお答えが返ってくるのですが、7%といえども、県は立派な発言権のある株主なのです。さらに、JTAも株主に入っているということ言えば、JTAを通じて言えるわけなのです。ですから、ここは事業主の判断ではあるのだけれども、やっぱり株主としてどうなんでしょうかと促す役割はできると思うのです。ですから、事業者判断任せではなくて、一度株主総会等で—総会までいくと大げさになるのですが、事業者はどうでしょうかと—皆さんが運行を再開するのであれば、小規模離島の補助対象になりますよという説明ぐらいはやったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 県はRACだけではなくて、JTAにも出資しております。当然それは民間企業の経営についても責任を持つ立場であるわけですが、しかしながら、やはり県民の利益というものを、意見を述べるという役割も当然持っているわけでございます。そういう中で、実態、状況を見ながら、適宜発言をしていきたいと考えております。波照間路線の話につきましては、従来から県議会でも何遍も質疑があったと考えているわけでございますが、平成8年ごろから、高速船の就航によって採算が非常に悪化したという話がございます。恐らくその辺で路線が維持できないという判断があったかと思えます—今、詳細な資料が手元にないのですが、そういうことでございます。県としては、やはり当然に総合的な判断をしながら、県民の利益を損なわないよう

な形で、株主としての発言をしていくべきものと考えております。

○上里直司委員 ここにも陳情の要旨として、高速船でも1時間弱を要し、悪天候時は運休となることからと書いてあるわけのですよ。実際に、その運休になるケースというのは頻繁にあるわけなのです。そこに代替輸送も含めて、観光客も含めて、そういう意味では空港もあるわけですから、もう少し運行再開に向けて、採算性はもちろん当然でありますけれども、ぜひ事業者と一度その話を一竹富町からきている話でもありますから、つなげていただきたいと要望しておきます。

続けて2ページ—これは今度も質疑されていないと思うのですけれども、地域再生計画に関する陳情です。陳情処理方針等では、平成20年12月1日に地域再生協議会を設置したところであるということなのですけれども、この地域再生協議会はもう終わっているのです。終わっていて、皆さんの仕事としては地域再生伝道師という制度を設けて、地域再生についての考え方や制度の啓発活動を行っているという立場ではあるのですよ。そこからすると、地域再生計画を実施して一平成20年に協議会もやっておりますけれども、ここまで円滑に進んでいない計画というのを、皆さんはどうとらえていらっしゃるのですか。

○川上好久企画部長 このお話は、基本的に県は地域再生伝道師という役割があるわけがございますけれども、これはあくまでも地域再生計画というものがありますよという情報の発信であったり、また、この計画策定についてのアドバイスとかそういう役割がありまして、この計画については、基本的にはそれぞれの自治体が責任と権限を持って行うものだと考えております。

○上里直司委員 それはよく理解しているのですよ。その地域と国との間の情報の相互発信、交換を行う拠点となるものを専門としているわけですよ。ですから、この地域再生伝道師に地域から何らかの情報が上がってきているはずなのです。そこで皆さんが、現在行われている那覇市の地域再生計画にただ一言、国において適切になされているものと考えているけれども、計画自身そのものが速やかに行われているわけではないのですよ。円滑に進んでいるわけではないのですよ。ですから、どう考えているのか—その判断というか、その情報収集というのがどうなっているのかと聞きたかったのです。

○川上好久企画部長 地域再生伝道師というのは、ここのほうにも書いてございますけれども、法令等で規定されたものではないのです。これは先ほど申し

上げましたように、地域再生についての考え方や制度を地域の市町村、それから民間事業者に浸透させるという役割です。そのために一法令等で規定されたものではないために、権限というものはないわけです。それはあくまでも独立した自治体としての那覇市の権限と責任のもとに行われる。その計画の認定については内閣総理大臣になるわけです。直接、国とやりとりをするという形になっております。

○上里直司委員 そこを全部一那覇市の計画を抜きにしても、では、その地域再生伝道師が現在何をやっているのか、直近でどういう活動をしたのか、その役割、活動について、皆さんの活動状況を御説明いただけますか。

○川上好久企画部長 地域再生伝道師というのは、具体的な仕事としては、メーリングリストをつくって、送信される国からの情報を県の各部局とか、各市町村に情報提供をするとか、あるいは提案の募集、そして申請の受付期間についての広報等情報提供をするとなっております。

○上里直司委員 直近でやったのは、内閣官房地域再生本部のところから流れてくるものをメールで流す、提案の募集、受け付けるということだけですか。

○川上好久企画部長 これは制度としてそういうものがありまして、毎年毎年ございます。ちょっと今、手元に資料がないのですけれども、実は県もそういう事業ができるわけです。市町村にもそういうものがありますので、窓口になって、各市町村に毎年毎年の提案の募集とか、受付期間とかを周知することになります。これは例年の業務としてあって、ちょっと今、具体的な資料は持っていないのですが一日付がはっきりわからないのですけれども、この提案の募集というのは、年に四、五回あるそうです。恐らく国から連絡を受けて、各市町村に情報を提供しているということになるかと思えます。

○上里直司委員 国からとか、地域とかという話があって、県の役割というのがどうも見えにくいなど。当然、地域が主体だとおっしゃるかもしれないけれども、啓発説明会等々について、もう少し役割が明確になっていただければということをお願いして、これで質疑を終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 一番最後の陳情第26号ですけれども、これは去年の6月から社会実験ということでやられています。地域経済を活性化するために、高速道路を無料化するということがされているわけですが、この半年間経過して、その効果というか—社会実験の成果というのは県のほうにも来ているのでしょうか。

○川上好久企画部長 高速道路無料化実験については、影響等の調査は国のほうで行っているわけですけれども、行った概要を少し御説明申し上げますと、まず1点目は、社会実験実施による交通実態の変化の部分が1つあります。例えば、平日の場合ですと沖縄自動車道の交通量は増加して、並行する国道の交通量は減少したということがございます。特に中南部を中心にした短区間利用の交通量が増加したという現象がございまして、結果として、沖縄自動車道における渋滞、それから一般道路におけるインターチェンジ接続路線上の交差点を中心とした—特に朝、それから夕方のピーク時の渋滞が増加したということになっております。また休日においても、沖縄自動車道の交通量が増加し、並行する国道の交通量の減少という同じような状況が起こっております。そして、住民生活に与えた影響とか、観光施設に与えた影響等がございましてけれども、特に観光施設に関しては、無料化に伴う観光客数の変化は特にないといわれております。また、無料化を契機としたイベントを実施したという動きはないということで、特に大きな影響は発現していないという結論になっております。一方、路線バス、それから観光バスに与えた影響としましては、例えば高速バスのダイヤの乱れ—これは最大50分を記録をしたと出ております。また、物流に与える影響ということについては、物流事業者の高速道路無料化に対する評価は二分されていると—プラスとマイナス、それぞれあるということでございます。ただ、そのことによって物流料金の値下げに至った事業所は、今のところ出ていないということでございます。

○新垣清涼委員 今、社会実験の中では現象として渋滞だとか、あるいは並行している国道58号あたりの通行量が減ったという話は出ているのですが、それによって、物流業者からすると評価は二分されているのですが、経済効果として—この実験は物価を引き下げ、地域経済の活性化を目指して社会実験されていますよね。そういう意味では、そういった分析はまだなされていないということですか。

○川上好久企画部長 経済効果分析は手元にはないのですが、渋滞損失時間の変化については、高速道路で無料化前と無料化後と比較して、約16%ふえたという分析結果が出ています。実は一般道路も、都市部における高速道路との接続点においては、渋滞損失時間が同じように16%ふえたということになっております。

○新垣清涼委員 今回、来る6月から料金を変えますよね。平日50%引きと休日無料。これについては、県のほうにも意見を求められたのでしょうか。

○川上好久企画部長 これは、国のほうから意見を求められました。

○新垣清涼委員 今、県としては、実施予定のそういう意見と一致しているということでしょうか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 先ほど経済効果はまだ出ていないということだったのですが、これは国土交通省としては、そういったことを数値として出していく方向で—この間の経済効果について数値的にはじき出して、県に提示するということは計画されているのでしょうか。

○照屋朝和道路街路課副参事 今、試験中ですので、国のほうで何らかの形で取りまとめて公表されると聞いております。

○新垣清涼委員 ぜひそれを求めて、次の施策に生かしていただきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 30ページの陳情—国の出先機関の件ですが、今、沖縄県は政府に対して一括交付金—新たな仕組みを3000億円ということで求めていますよね。私はこの3000億円が認められれば、内閣府沖縄総合事務局、あるいは出先機関を含めて、県と統合してよいのではないかなという思いがありますけれども、川上企画部長はこの件についてどう考えますか。

○川上好久企画部長 この件につきましては、沖縄総合事務局の見直しについては、国の出先機関改革の一環として政府のほうでまず1つ行ってという事実がございます。そういう意味合いにおいては、一括交付金化という話とは別に、二重行政の見直しと地域のガバナンス—議会を含めた全体の行政などのガバナンスを広げる意味合いで必要だということで、進めるべきという考え方に立っております。

○照屋守之委員 その一括交付金と国の出先機関の統廃合とかというものについては、別でとらえているのですか。

○川上好久企画部長 出先機関の見直しと一括交付金は必ずしも同じ—これがないければ、これはやらないという話ではないという考え方で進めております。

一括交付金化というのは、これはあくまでも現民主党政府の中において、ひもつき補助金を廃止して、より裁量の高い交付金制度を創設するという考え方に基づいて、県としては一括計上交付金を堅持しながら、そしてまた、現在ある補助率のかさ上げ分を確保して、自由度の高い沖縄振興一括交付金制度をつくってほしいと要望しているわけでございます。

一方、沖縄総合事務局につきましては、これは国の出先機関改革に基づいて、出先機関改革の考え方—国と地方の役割分担の最適化や行政運営の効率化、最適化、それから議会によるガバナンスの確保という考え方に沿って、県としても検討しているところでございます。

○照屋守之委員 県はそういう考え方でどうかなと思うのだけれども、私はむしろ国の改革という一国の出先機関の統廃合も含めて、今、県が置かれている状況がありますよね。3000億円というのは、過去をさかのぼって一括計上分の平均値を出したわけでしょう。それはこれも含まれての話ですよ。ここの部分に人件費も含めての話だから、そんな紛らわしいことを言わないで、単刀直入にそういう形で3000億円とか、あるいは一極端に言えば2500億円でもいいのではないかと。そういう仕組みができれば、県がそういう機関も全部まとめて引き受けてやりますというぐらい腹をくくらないと、このような厳しいときに、中途半端なことを政府に対して話などできないのではないかと。きちんとやったらどうか。あれとこれは別なんて、こんなチャランポランなことできるわけないでしょう。

○川上好久企画部長 沖縄振興に必要な総額として、過去10年間の平均として3000億円という数字が出ているわけですがけれども、それをできる限り自由度の高いものにしてほしいということが一つございます。ただ、現実の問題として国の直轄事業もございますので、現実の対応としては、やはり国の直轄事業を除いた部分が沖縄振興一括交付金になるのかなと考えております。しかし、沖縄県の場合は一括計上分として沖縄振興に要する経費は確定しますので、これについては、3000億円というものを当初お示ししたということでございます。

○照屋守之委員 ですから2500億円の中に一その分から1000億円余りは県に入っているのだよ。既に入っている。別途に3000億円なんて、こんな要求などできるはずがない。トータルで一要するに今、一括計上分の2300億円の中から1000億円余り、40何%が県に入っているのでしょうか。ですから、そういうものを含めて、トータルで今言うように、3000億円なら3000億円で全部我々が引き受けます、国の出先機関の廃止にも県は協力しますというぐらい腹をくくらないと。今の厳しい現状では、この一括交付金だってどうなるかわからないでしょう。こんな大きな額をやるときに、こういうものも含めて国と協力します、国の出先機関も全部面倒見ますというぐらい腹をくくっていかないと対応できないのではないですか。どうですか。

○川上好久企画部長 この交付金は、あくまで県に交付される金になるわけですから、当然国の出先機関改革の中で沖縄総合事務局の権限、または事務が移譲されるのであれば、当然その部分は一括交付金の中にも入ってくるものと認識しております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 最後の陳情第26号一高速道路無料化の件です。財団法人沖縄県トラック協会から、こういう形で自分たちのほうだけは一営業用と自家用と分けてということを出ていますが、今回の決定については、なかなか地域の皆さんの理解を取りつけていなかったということが、大きな問題だったと思うのですよね。決まった以上は進めていくのでしょうかけれども、利用する区間によっても、または利用する目的によっても賛成、反対とそれぞれが持っている思いは全然違うのですよね。そういう意味では、今回の有料化にすることによって、細かい分析をした上でさらなる政策を決定するのでしたら、これま

でのようなアバウトな調査の上での決定ではなくて、もう少し具体的に一本当に地域によっても違いますし、先ほども言いました利用する目的によっても、皆さんからすると一今回ガソリンも高くなっていますので、そういったものが経済的に本当に損失になっているのだろうか、効果が出ているのだろうかというところは、これからまた方向性が全然変わってくると思うのですよ。そういう意味では、有料化に向けてはもう少し具体的に、きめ細やかな調査をしながら、次なる政策に寄与するような調査をしていただきたいと思いますけれども、川上企画部長の見解をお聞かせください。

○川上好久企画部長 今回の無料化の要望一昨年度でしたが、そもそも前提になったのは、これまで行ってきた沖縄自動車道の割引制度が、財源的な問題で平成22年度に廃止になる。そういう中で、無料化実験があるということで、今後の施策の展望を図る観点から参加したわけでございますけれども、今般この1年間実施して、確かに住民負担は軽減されたわけでございますけれども、その結果としては交通渋滞だとか、いろいろな課題が出てきたと。あと1年間、実験は継続される中で、一部課金をしながら一実施前よりもその半額という課金でもって実験を続けて、その結果でまた判断するというところでございますので、今、委員が言われたような形でさまざまな分析をしながら、今後の施策につなげていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情30件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、出納事務局関係の陳情第16号の審査を行います。

陳情第16号について、会計管理者の説明を求めます。

米蔵博美会計管理者。

○米蔵博美会計管理者 出納事務局に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

それでは、処理方針をお聞きください。

陳情者は、沖縄県事務機器協会会長比嘉利英氏であり、件名は、物品等の購入、機器レンタルにおける地元企業優先発注に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

沖縄県が発注する文具・事務機器類等の物品については、物品調達基金管理規則等で対象とする物品を定め、原則として物品管理課において、物品調達基金による集中調達を行っております。

物品を調達するに当たっては、県内業者の育成を図る観点から物品調達基金に係る調達基準を定め、県内業者に優先して発注するようにしております。

また、機器レンタル等の複写機の契約については、昨今の厳しい財政状況及び事務の合理化を図る観点で、平成20年度から物品管理課において、地理的条件等により県内を4地区に区分けして、競争入札による一括単価契約を実施し、経費の低減化とともに事務効率の向上を図っているところであります。

機器レンタル等の複写機の契約のあり方については、さまざまな角度から今後とも検討していきたいと考えております。

以上、出納事務局に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 会計管理者の説明は終わりました。

これより陳情第16号に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 2点だけお聞きしたいのですけれども、処理方針の中で県内業者を優先して発注しているとありますが、実際その割合はどういう状況になっていますか。

○米蔵博美会計管理者 物品調達基金の調達基準による一いわゆる消耗物品等の調達になりますけれども、平成21年度における物品調達基金での調達状況は件数で1773件、金額にすると4億2000万円余りとなっておりますが、そのうち、県内企業に発注した割合は93.1%となっております。

○島袋大委員 今、物品調達に関してですけれども、次の機器レンタルの複写機等の内容ですけれども、その辺の県内業者もろもろの発注状況はどうなっていますか。

○米蔵博美会計管理者 複写機に関しましては—このほうは平成20年度から開始しておりますけれども、3年間の契約となります。ただ、3年契約で—大まかに言いまして、使用機器の3分の1ずつを更新するという形になりますけれども、平成20年度においては4地区を分けますと、地元企業としては1地区。また、平成21年度も同じように地元企業は1地区。平成22年度は全部本土企業となっております。平成23年度の結果としては4地区のうち1地区が地元企業で、あと3地区は県外企業となっております。

○島袋大委員 総合的に4地区に分けて、今度新たに1地区はやっておりますよね。トータル的な割合で、今おっしゃった県内の受注率と本土の受注率の割合は実際どうなっていますか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島袋委員から、平成23年度における県内企業と県外企業の契約台数の割合について質問している旨の補足説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
米蔵博美会計管理者。

○米蔵博美会計管理者 平成23年度の契約台数は133台になりますけれども、そのうち県内企業は8台で、あとは県外企業ということになります。

○島袋大委員 平成20年度から一括単価契約を実施していると思っておりますけれども、処理方針を聞きますと、財政状況等いろいろな面から考えるということで、

また、行財政改革の一環として一括単価契約を実施していると思いますけれども、その成果として数字的にはどうなっていますか。

○米蔵博美会計管理者 導入前の契約金額が3億15万円余りでございますけれども、導入後は約3分の1の1億31万円余りでございます。

○島袋大委員 それだけ金額の差が出たということですよ。

○米蔵博美会計管理者 契約方法そのものが違っております。導入前は各課ごとに、個別に契約をしております、その際には機器の基本料金というものがありまして、使用自体も一何千枚までは基本料金、それから何千枚から何千枚までは1枚当たり幾ら、それ以上になると幾らとか、いろいろ料金体系で細かいものがございました。導入後はすべて1枚当たり幾らという契約方法に変わっておりますので、そこら辺の大きな手法の違いがその差にもなっております。

○島袋大委員 平成20年度以前は各課での契約・発注で単価は高かったと。平成20年度以降は一括契約をして、全体を見据えてやったものだから、単価は安くなったと。その差額がこれだけ出たということで理解してよろしいですか。

○米蔵博美会計管理者 そうです。

○島袋大委員 行財政改革の一環でそういった形にまとめるということは、僕は非常によいと思っておりますけれども、実際に発注状況を見ますと、平成23年度の新規契約の中では、約80%近くは県外、約2割近くが県内ということになっておりますから、県内の業界の皆さんのことも考えながら一確かに我々が行財政改革しなさいと言っている中で、いろいろな面でのすり合わせが出てくると思いますが、その辺はやっぱり、県内企業の育成の観点もろもろ考えると、若干いろいろな面で考えるべきものもあるのではないかなと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○米蔵博美会計管理者 事務の合理化、経費の節減とそういった面も堅持しながら、されども地元企業の育成という視点も入れて、今後、契約のあり方についてはいろいろ研究し、検討していきたいと考えております。

○島袋大委員 この陳情をなされている団体の皆さん方は県内の企業であつて、そういったもろもろを考えれば、県内にできるものは県内にしてほしいという趣旨の陳情ですよ。

○米蔵博美会計管理者 そのような陳情だと理解しております。

○島袋大委員 いろいろな面で考えていただきたいなと思っておりますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 県内企業優先発注と行政が行財政改革で経費を抑えていくという一これは非常に相矛盾するテーマだと思うのです。ところが、このように3億円余りのものを1億円余りでやる。これは県内業者ではできない一内地のメーカーが直でしかできないということになれば、要するに3分の1でしか仕事をとれないということになれば、メーカーから品物をとって納品する代理店からすると太刀打ちできないわけですよ。通常のお互いの商取引と考えても、売値の3分の1で商取引が行われている実態というのは、どう考えても正常ではないですよ。ですから、今のように行財政改革で成果を大きく上げて、非常によかったという面と、一方では一行政は行政でいいのだけれども、我々県議会からすると、県内の企業に頑張ってもらいたい、そこで働く県民の方々の雇用を守りたい、経済を活性化させたいという、我々県議会議員としてもそういう観点が非常に強いわけですよ。両方バランスはとらないといけませんけれども。そこでぜひ、メーカーのやるべきような仕事一規模も、金額的なものも、特殊な技術も含めて。それと地元の代理店一そういう仕事の持ち分。彼らは当然、自分たちの製品は持っていないから、どちらにせよ取引はメーカーに行くわけですよ。ですからその区分けと、やっぱりこういう物品についても、最低制限価格のようなものはある程度必要ではないかなと思いますよ。そうすると一今は3分の1でとどまっているけれども、メーカーサイドが極端にワジワジすれば、20%で入札しても、10%で入札しても落札できるわけですよ。そうするとこの商品、サービスの値段は、もうあつてないようなものではないですか。幾らでも安ければよいということになるので、ですからここは一予算が少なければよいという考えで一方的に進めるのであれば、それはそれでよいかもしれませんけれども、公の契約ですからぜひ最低制限価格のようなも

の。それと、指名競争入札ですよ。メーカーと地元の代理店が直でぶつかって競争入札した日には、一方的にメーカーサイドにはかなわないということはだれが考えてもはっきりしてますよ。こっちは5割で入札したとしても、あつちは3割、2割の入札で戦えるわけですからね。ですから、そういう視点も含めて—これまで頑張っていたいただいた経緯については非常に高く評価しますけれども、今後についてはそのような観点も含めて、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○米蔵博美会計管理者 委員のほうからいろいろ御提案がございましたけれども、最低制限価格については、製造請負とか制度導入に当たってのいろいろな制限等がございます。ただ、いかに地元企業を育成するかという視点を持って、契約のあり方についてどういう方法があるかとか、これは研究していきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 一般的な話で、卸売と小売で勝負しても話にならないわけで、それぞれの役割があると思えます。ちょっと教えてほしいのですけれども、規定の中に、事業所は沖縄県に本社を置く者とか、そういう規定はないのですか。

○米蔵博美会計管理者 この複写機のレンタルに関しては、平成20年度から物品管理課のほうに取りまとめて行うという契約になっているのですけれども、物品調達基金の調達基準の中には、まず地元企業優先という視点でもって、第一に地元企業。2番目に—物品管理課独自の言葉ではございますけれども、準県内企業ということで、県内に支店、営業所を置く者という形の使い分けをしております。まず地元企業優先を第一に置いて、物品等の調達については指名競争入札という手法でもって行ってございます。

○前田政明委員 沖縄21世紀ビジョンに向けての反省として、沖縄県内で金が還流する仕組みをつくると。ですから、先ほど言った3億円余りであったのが1億円余りになったというのは……。しかし、雇用効果その他を含めて考えた場合には、仮に本土企業ですとそのまま金は沖縄ではなくて、本社のほうに行くのでしょうか。そうではなくて、支店には支店に行く分があるのですか。

○米蔵博美会計管理者 地元企業からは当然、県内に法人事業税、それから法人住民税等が入ってきますし、県内に支店あるいは営業所を置く県外企業も、その税というものは納めてございます。

○前田政明委員 いろいろあるかもしれませんが、この陳情の状況からしたら、先ほどの準ずる者ということではなくて、場合によっては思い切って一こういう事務消耗品を扱う場合に、メーカーが入ってくるとこれはどうしても、家電でもそうかもしれませんが、これはもう太刀打ちできませんよね。そういう面では、地元企業に仕事を回すということは、やはり雇用効果もあって、目に見えない経済的効果があるということだと思いのですね。そういう面では、準ずるということではほとんど一先ほど言った133台のうち、8台が地元企業という状況はいかがなものかなと。政策的にも沖縄県中小企業の振興に関する条例その他もあるわけですから、そのところは一例えば先ほど言ったように、県内に本社を置く者と明言すれば、地元企業しかできないわけです。そういう面では、何百億円という仕事ではないものですから、そこはやっぱり配慮してもよいのではないかとということをお検討いただきたいということで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 メーカーからすれば、特に公の中でも県が一番大きなお客さんになるし、当然、そこはねらってきますよ。請負、代理店契約などをして細々とやっている県内業者は、限定された民間企業に行かざるを得ない。しかし、それだってキャパシティーは知れている中で一ある人が言っていましたけれども、到底営業所といってもメーカー本社が入ってくるから、完全に本社サイドの値段になりますよと。それに県内企業がパテントを得てやっているものなら太刀打ちできるはずもないと。さっきからこれを言っていると思うのですけれども、実際、我々もそういう現場の話を聞くにつけ、これは安ければよい、あるいはまた行財政改革の視点だけで行くと一言葉は適切でないかもしれないけれども、琉球処分の構図になっているなというまで感じがするのです。ちょっと余談になりますが、菅内閣総理大臣が琉球処分を読んで云々ということで、本もまた一気に売れましたし、僕も改めて読みましたけれども、最近ではメア発言も琉球処分に出てくる松田道之の思考と全く一緒だと。結局、行政が守らなくてはならない最後のとりでだと。民間は、どんどんメーカーが来て、受注

しています。それを行政がきちっと歯どめをかけると。したがって、それは県内最優先という厳しい基準を守ってほしいということだと思っております。それをぜひやっていただきたいと。

○米蔵博美会計管理者 法令等いろいろな角度も踏まえまして、まず地元企業育成という視点を持ちまして、契約のあり方についてはいろいろと検討して、考えていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 物品調達の場合は、会計管理者という立場で、単独で決裁をして判断するのですか。

○米蔵博美会計管理者 金額等のいわゆる決裁権の区分はございますけれども、實際上こちらで決裁するという金額はこれまでございません。

○高嶺善伸委員 私は前定例会まで土木文化環境委員会に所属していたのですが、県内業者へできるだけ発注してほしいということで、我々は委員会として国にも要請活動をしているのですよ。ところが、安ければよい、本土のメーカー歓迎という形で会計管理者がやっているならば、地元企業育成という知事の政策と合わないと思っておりますよ。ですから、自分たちの発注の仕方がよいのか、地元企業育成と一矛盾するかもしれないけれども、守ってあげなければならない雇用であるとか経済を考えて、ぜひこの機会に知事ともよく相談して、会計管理者としてこの発注でよいのかどうか。こういう指摘があったことを一度相談して、次回に改善策を示してください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第16号に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

上里直司委員。

○**上里直司委員** ただいま議題となっております乙第23号議案沖縄県暴力団排除条例については、さらなる慎重な審査を求めたいと思っております。暴力団排除については、当然その意思はありますけれども、その排除における条例の条件整備をさらに求める意味でも、継続審査の動議を提案いたします。

お諮り願います。

○**當間盛夫委員長** ただいま、乙第23号議案に対し、上里委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第23号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本動議に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第23号議案に対する継続審査の動議については、可決と採決い

たしました。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第8号議案まで、及び乙第24号議案の条例議案9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第8号議案まで、及び乙第24号議案の条例議案9件は原案のとおり可決されました。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例については、附帯決議を提出したいと思えます。

よろしく取り計らい願います。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、附帯決議案の配付)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ただいま可決された乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に対しては、新里委員から別紙のとおり附帯決議が提出されております。

なお、附帯決議案は、お手元に配付してあるとおりであります。

よって、この際、乙第3号議案に対する附帯決議を議題として、提出者からの趣旨説明及び質疑を省略の上、これより直ちに採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第3号議案に対する附帯決議を採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する附帯決議は可決されました。

次に、乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで、及び乙第34号議案の議決議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで、及び乙第34号議案の議決議案5件は可決されました。

次に、乙第35号議案副知事の選任についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第35号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第36号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案のうち、まず、大城浩氏について、お諮りいたします。

大城浩氏を沖縄県教育委員会委員に選任することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、大城浩氏を沖縄県教育委員会委員に選任することについては、同意することに決定いたしました。

次に、安里政晃氏について、お諮りいたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

安里政晃氏を沖縄県教育委員会委員に選任することに同意する諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、安里政晃氏を沖縄県教育委員会委員に選任することについては、同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情58件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、先ほど審査した東北地方太平洋沖地震に対する県の対応についてに関し、東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書及び東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議を議員提出議案として提出するかどうか、並びに文案・提出方法等について協議した結果、案のとおり議員提出議案として意見書及び決議を提出することで意見の一致を見た。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議員提出議案としての東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議及び東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管調査事務事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る北方領土問題の早期解決を求めることについてを議題として追加し、直ちに審査を行うかどうか協議した結果、議題として追

加し、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る北方領土問題の早期解決を求めることについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

北方領土問題の早期解決を求めることについてを議題といたします。

ただいまの議案に関し、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、北方領土問題の早期解決を求めることについてに関し、北方領土の早期解決を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、案のとおり議員提出議案として意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議員提出議案としての北方領土問題の早期解決を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る離島の保全・支援等についてを議題に追加し、直ちに審査を行うかどうか協議した結果、議題として追加し、直ちに審査を行うこと

で意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る離島の保全・支援等については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

離島の保全・支援等についてを議題といたします。

ただいまの議案に関し、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、離島の保全・支援等についてに関し、離島の保全・支援等に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、案のとおり議員提出議案として意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議員提出議案としての離島の保全・支援等に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、平成23年度の総務企画委員会海外視察調査について協議した結果、未曾有の大震災の発生に伴い、当面、視察調査を見合わせることで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆様、大変御苦勞さまでございました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫